



鳴門市こども計画



自然とふれあい 笑顔がうずまく

子育てを始めるまち なんと



令和8年8月

鳴門市

はじめに

こどもたちは、本市の未来を担うかけがえのない存在であり、その健やかな成長は地域社会全体の願いです。すべてのこども・若者が一人ひとりの個性や可能性を大切にされながら、安心して成長し、夢や希望を描いていくことができる社会を実現することは、私たち大人に課せられた大切な責任です。

近年、少子化の進行や家族形態の多様化、地域社会のつながりの変化などにより、こどもや子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。こうした中、国においてはこども家庭庁の創設や「こども大綱」の策定など、すべてのこども・若者が将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現に向けた取り組みが進められています。

本市においても、令和5年4月に「鳴門市うずっ子条例」を施行し、こども一人ひとりの権利を尊重するとともに、こどもたちの健やかな成長と子育てを地域社会全体で支えていくまちづくりを進めてまいりました。

こうした背景のもと、本市では「鳴門市うずっ子条例」の基本的な考え方を根幹に据え、「第3期鳴門市子ども・子育て支援事業計画」をはじめとするこども・若者に関する計画を一体的にまとめ、こども・若者に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「鳴門市こども計画」を策定しました。本計画では、「自然とふれあい 笑顔がうずまく 子育てを始めるまち なる」とを基本理念として掲げ、こども・若者の権利の尊重を基盤に、健やかな育ちを支える切れ目のない支援や、困難を抱えるこども・若者への支援などを進めることにより、すべてのこども・若者が安心して成長できるまちづくりをめざします。

今後は、本計画に基づき、行政はもとより、家庭、学校、地域、関係団体、事業者などがそれぞれの役割を担いながら連携・協働し、地域社会全体でこども・若者、子育て家庭を支える取り組みを進めてまいります。そして、鳴門の豊かな自然と人のつながりの中で、こどもたちの笑顔が広がり、未来を担うこどもたちが誇りをもてるまち「鳴門」の実現をめざしてまいりますので、市民の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり、アンケート調査やワークショップ、パブリックコメントなどを通して貴重な意見をいただきましたこどもたちや市民の皆様をはじめ、熱心にご審議いただきました「鳴門市児童福祉審議会」の委員の皆様、そしてご協力をいただきましたすべての方々に、心から感謝申し上げます。

令和8年3月

鳴門市長 泉 理彦



目 次

第1章 計画の策定にあたって

- 1 計画策定の趣旨 |
- 2 計画の位置づけ |
- 3 計画の対象 |
- 4 計画の期間 2
- 5 策定体制 2

第2章 こども・若者を取り巻く現状と課題

- 1 鳴門市の統計データからみる現状 3
- 2 アンケート調査結果 | 2
- 3 こども計画策定に向けた課題整理 2 |

第3章 計画の基本的な考え方

- 1 基本理念 23
- 2 基本目標 24
- 3 施策の体系 26
- 4 評価指標 27

第4章 施策の展開

- 1 こども・若者の権利保障の推進 28
- 2 こども・若者の健やかな育ちのための切れ目のない支援 30
- 3 困難な環境にあるこども・若者の支援 32
- 4 出会いから結婚、妊娠、出産の希望実現に向けた支援 33
- 5 まちぐるみの子育て支援の充実 35

第5章 子ども・子育て支援事業計画

- 1 教育・保育の提供区域の設定 37
- 2 地域子ども・子育て支援事業の提供区域の設定 38
- 3 幼児期の教育・保育の量の見込みと提供体制 39
- 4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制 42

第6章 計画の推進に向けて

- 1 推進体制の充実 48
- 2 計画の点検と評価 49

資料編

1	計画の策定経過	50
2	鳴門市児童福祉審議会運営要綱	51
3	鳴門市児童福祉審議会委員名簿	52
4	鳴門市うずっ子条例（一部抜粋）	53
5	用語の説明	55

※「こども」の表記について

本計画においては、こども基本法の基本理念を踏まえ、特別な場合（法令に根拠がある、固有名詞等）を除き、平仮名表記の「こども」を用いることとします。

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

国においては、令和5年4月にこども家庭庁が発足するとともに、こども施策を社会全体で総合的かつ強力で推進していくための包括的な基本法である「こども基本法」が施行され、同年12月にはこども施策に関する基本的な方針や重要事項を定めた「こども大綱」が閣議決定されました。これにより、すべてのこども・若者が心身の状況や置かれた環境にかかわらず、健やかに成長でき将来にわたって幸せに生活できる「こどもまんなか社会」の実現をめざすことが示されました。

本市においても、こどもたちのことを第一に考える鳴門市を実現するために、令和5年4月に「鳴門市うずっ子条例」を施行しました。その中で、こどもの権利を保障し、こどもの成長と子育てを支援するために、行政、保護者、地域住民、保育所や認定こども園、幼稚園などのこどもが育ち学ぶための施設の関係者、事業者等の役割を示しており、それぞれが役割を果たすことで、こどもが抱える諸問題の解消や、こどもにとって最善の利益と心安らぐ安定した生活、こどもの意見が尊重される鳴門市をめざしています。

こども基本法において、市町村は、こども大綱及び都道府県こども計画を勘案し、市町村こども計画を策定するよう努めることが定められています。この度、令和7年3月に「徳島県こども計画」が策定されたことを受け、本市としても、さらなる「こどもまんなか社会」の実現に向けた取り組みを推進するために、「第3期鳴門市子ども・子育て支援事業計画」と「子ども・若者計画」を一体的なものとした「鳴門市こども計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

2 計画の位置づけ

本計画は、「こども基本法」第10条第2項に基づく「市町村こども計画」として、「子ども・子育て支援事業計画」、「次世代育成支援行動計画」や「こどもの貧困対策計画」、「子ども・若者計画」を内包したこども・若者の支援に関する総合的な計画として策定するものです。

また、本計画の策定にあたっては、「鳴門市うずっ子条例」の基本的な考え方を根幹に据え、「第七次鳴門市総合計画」を上位計画とし、「鳴門市地域福祉計画」「鳴門市障がい児福祉計画」「健康なると21」「鳴門市教育振興計画」などの関連計画と整合を図ります。

3 計画の対象

本計画の対象は、すべてのこども・若者、子育て家庭とします。

「こども・若者」は原則として0歳から29歳までとしますが、こども基本法第2条が定める「こども」の定義（心身の発達の過程にある者）を踏まえ、施策の内容によっては明確に年齢で区切らず、必要なサポートが途切れることのないようにします。

4 計画の期間

本計画の期間は、第3期鳴門市子ども・子育て支援事業計画の終期に合わせ、令和8年度から令和11年度までの4か年とします。また、計画期間内であっても、必要に応じて適宜、計画内容の見直しを行うこととします。

5 策定体制

(1) 鳴門市児童福祉審議会

本計画の策定にあたっては、学識経験者や教育・保育の関係者、市民等の委員で構成された鳴門市児童福祉審議会において、計画内容の審議を行いました。

(2) アンケート調査の実施

本計画の策定にあたっては、下記の4つのアンケート調査結果を、子ども・子育て支援事業の量の見込みや確保方策、また本計画に係る施策検討の基礎資料としています。

① 子育てに関するアンケート調査（ニーズ調査）

子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査として、令和5年12月に就学前児童、小学1～3年生の児童のいる世帯を対象としたアンケート調査を実施しました。

② 子どもの生活に関するアンケート調査（生活状況調査）

令和4年2月に、小学1年生の保護者、小学5年生及び中学2年生の児童生徒とその保護者、前記の学年に子どもが在籍していない児童扶養手当受給世帯の保護者を対象としたアンケート調査を実施しました。

③ こども・若者の意識と生活に関する調査（こども・若者意識調査）

令和7年9月に、鳴門市の小学4年生～中学3年生の全児童生徒、鳴門高校と鳴門渦潮高校の全生徒、18歳～29歳の全数を対象としたアンケート調査を実施しました。

④ 子育て支援に関わる事業所調査（事業所調査）

令和7年9月に、鳴門市内の子育て支援に関わる事業所に勤務している方を対象としたアンケート調査を実施しました。

(3) こども・若者ワークショップの開催

こども・若者の意見を直接聴き、計画に反映するため、令和7年12月25日に高校生・大学生・社会人を対象としたワークショップを開催しました。

(4) パブリックコメントの実施

本計画の策定を市民に周知するとともに、市民からの意見を幅広く聴取し、計画に反映するために、令和8年1月6日から令和8年2月5日までの期間でパブリックコメントを実施しました。

第2章 こども・若者を取り巻く現状と課題

1 鳴門市の統計データからみる現状

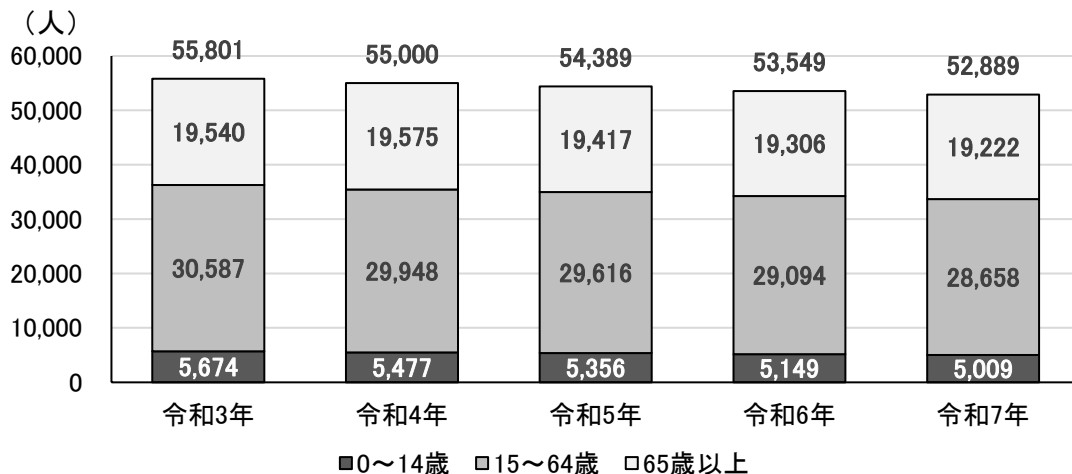
(1) 人口等の動向

①人口の推移

本市の総人口は令和7年で52,889人となっており、この5年間で2,912人の減少となっています。

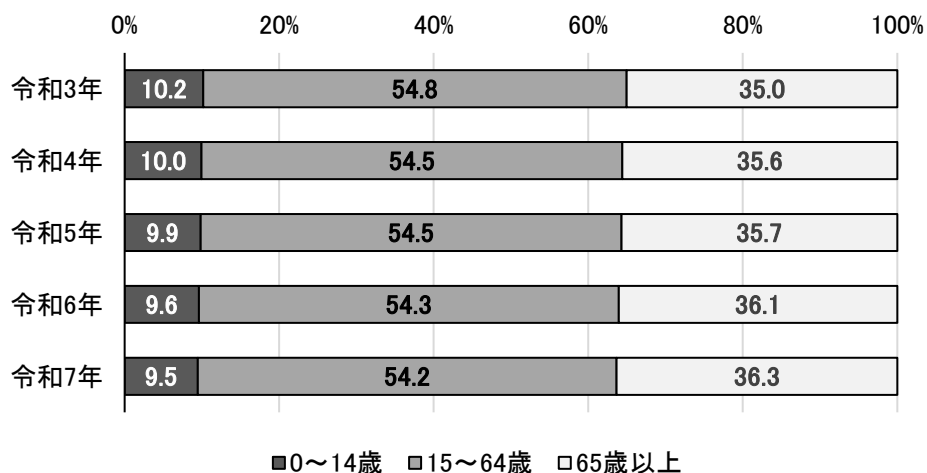
年齢3区分別の人口割合の推移をみると、「0～14歳（年少人口）」と「15～64歳（生産年齢人口）」の割合が減少し、「65歳以上（高齢者人口）」の割合が増加しています。その中で、「0～14歳（年少人口）」は令和5年以降には10%未満で推移しており、少子化の影響が見受けられます。

■年齢3区分別人口の推移



資料：住民基本台帳人口（各年3月31日時点）

■年齢3区分別人口割合の推移



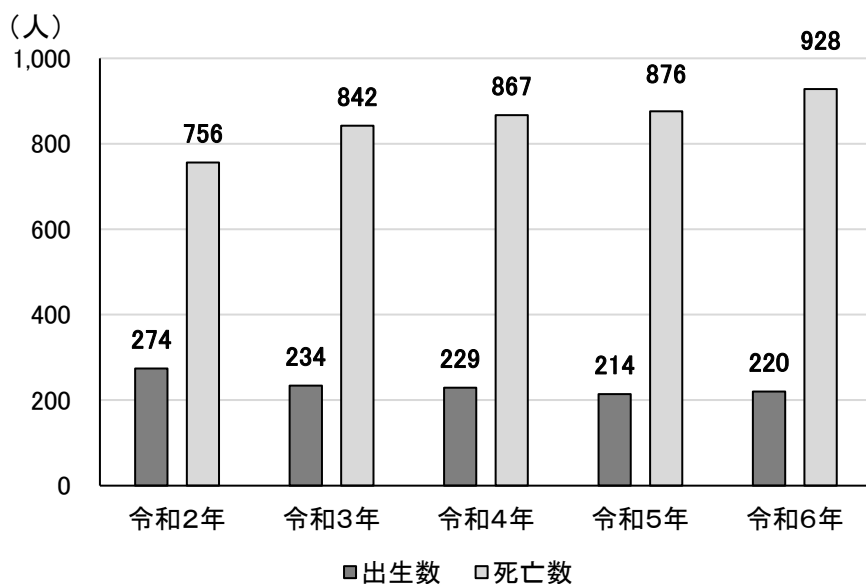
資料：住民基本台帳人口（各年3月31日時点）

②自然動態と社会動態

本市の出生数は、令和2年以降減少傾向にありましたが、令和6年は220人と前年に比べて6人増加しています。一方、死亡数は増加傾向にあり、令和6年には928人と過去5年間で最多となっています。

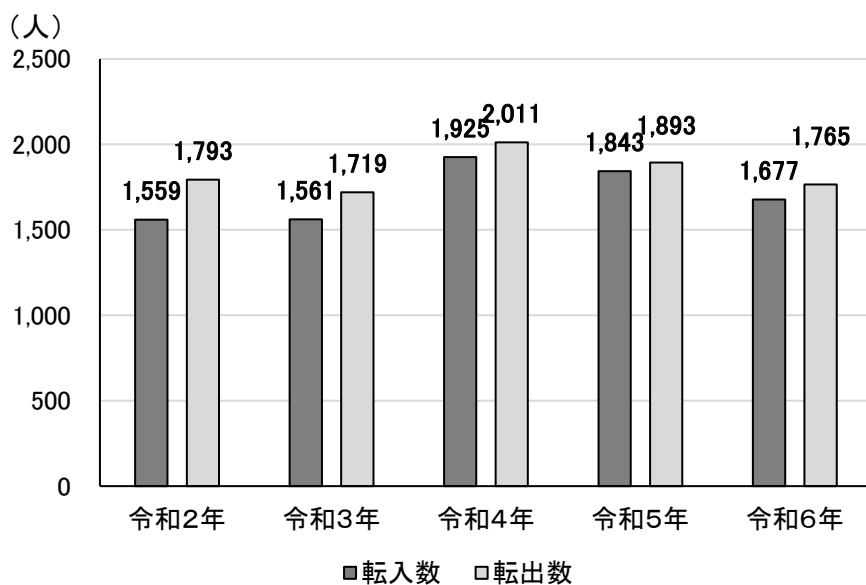
転入と転出についてみると、この5年間は転出数が転入数を上回る転出超過となっており、社会減の傾向がみられます。一方で、転入数と転出数の差をみると令和2年は234人だったものが、令和6年は88人と差は小さくなっています。

■出生数と死亡数の推移



資料：鳴門市（各年12月時点）

■転入数と転出数の推移



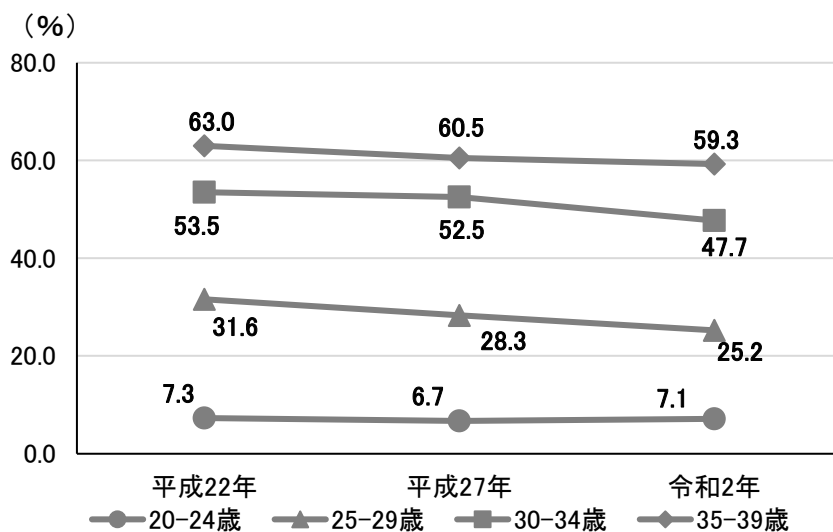
資料：鳴門市（各年12月時点）

③有配偶率と未婚率の状況

有配偶率は平成27年と比較すると、「20-24歳」以外の3つの年代で減少傾向がみられています。その中で、「30-34歳」は平成27年の52.5%から令和2年には47.7%と4.8ポイント減少しています。

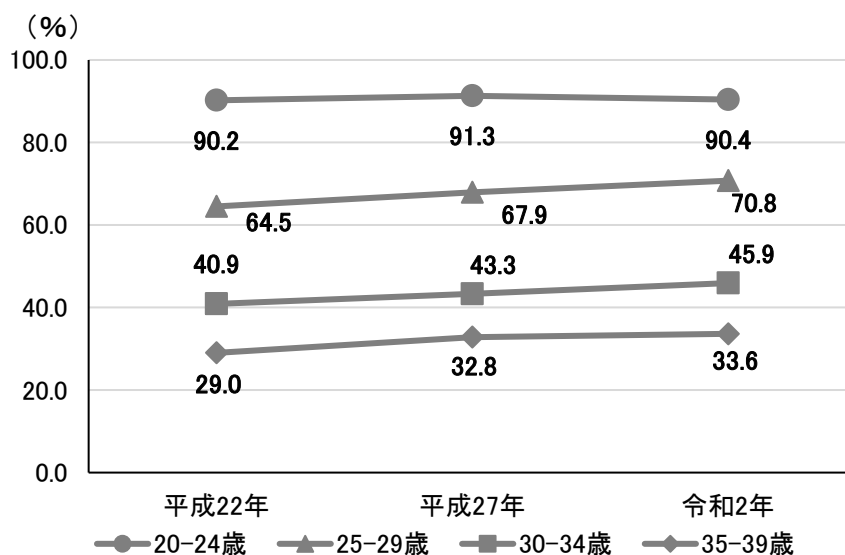
未婚率は平成27年と比較すると、「20-24歳」以外の3つの年代で増加傾向がみられています。その中で、「25-29歳」は令和2年には70.8%と7割にのぼっています。

■有配偶率の推移



資料：国勢調査（各年10月1日）

■未婚率の推移



資料：国勢調査（各年10月1日）

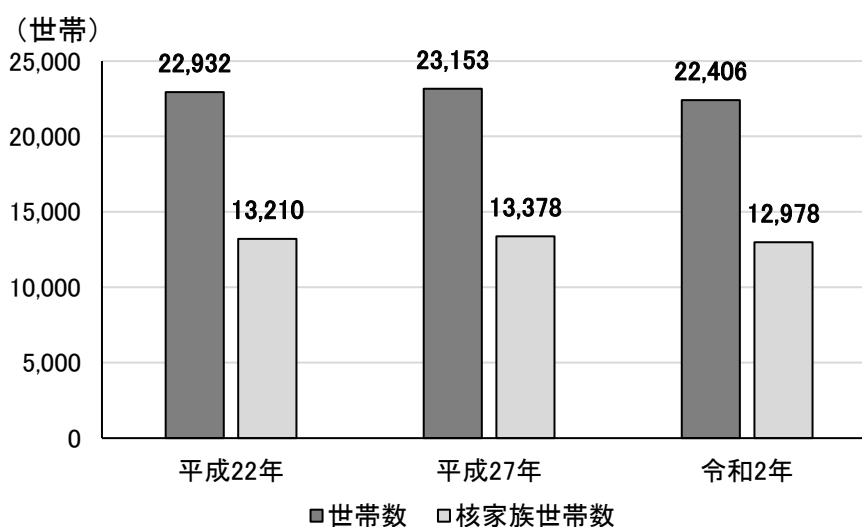
(2) 世帯・就労の状況

①世帯の状況

世帯数についてみると、令和2年は22,406世帯となっています。平成27年と比較すると、747世帯が減少しています。そのうち核家族世帯数は、令和2年は12,978世帯となっており、平成27年と比較して400世帯が減少しています。

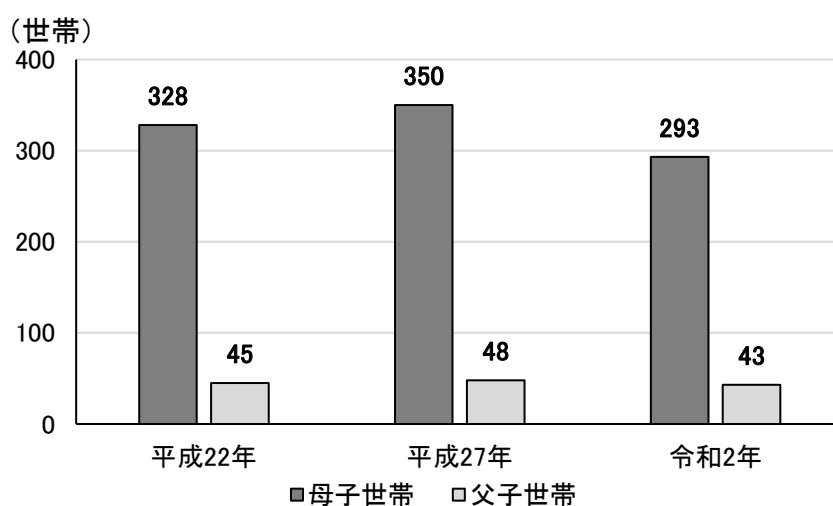
ひとり親世帯数についてみると、令和2年は母子世帯が293世帯、父子世帯が43世帯となっています。平成27年と比較すると、母子世帯は57世帯、父子世帯は5世帯が減少しています。

■世帯数と核家族世帯数の推移



資料：国勢調査（各年10月1日）

■ひとり親世帯数の推移



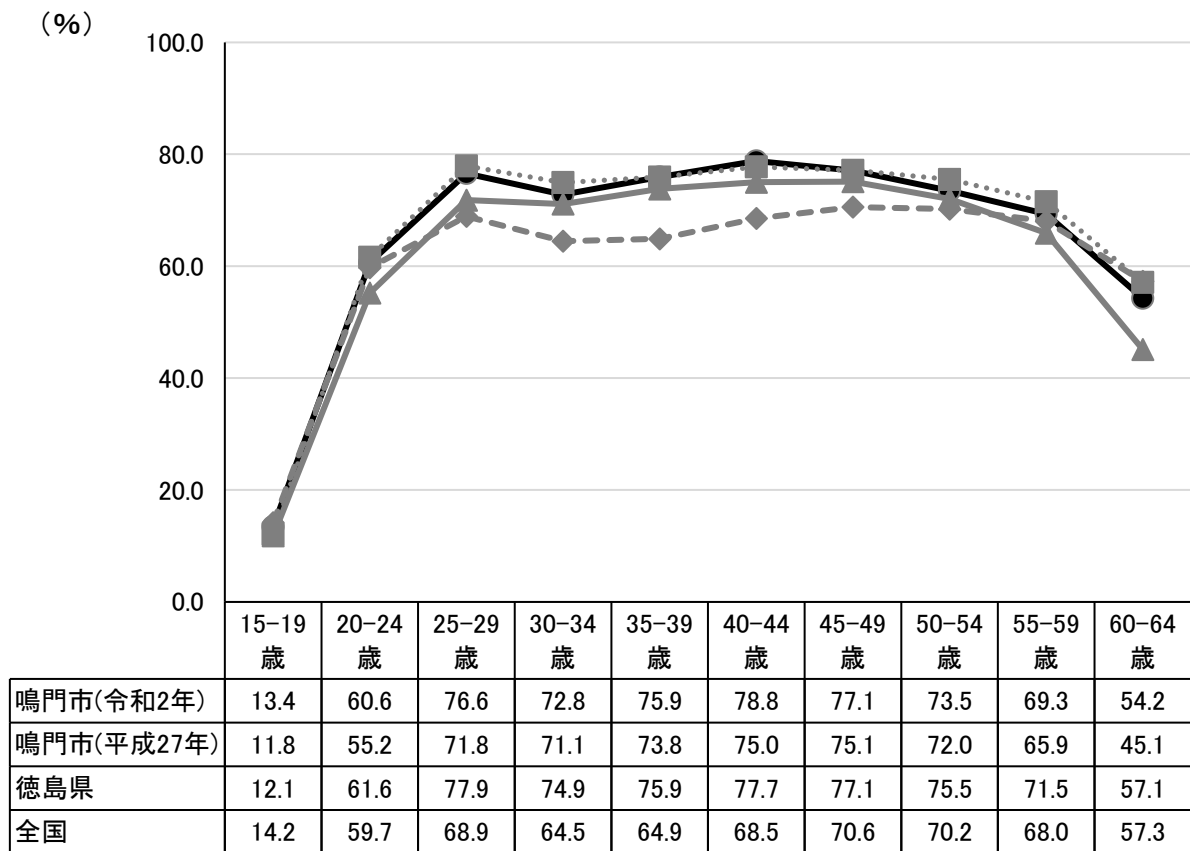
資料：国勢調査（各年10月1日）

②就労の状況

女性の年齢階層別就業率について、全国と比較すると、20歳～59歳までの年齢階層は全国結果を上回っており、本市における女性の就業率が高いという傾向がみられます。また、県との比較でも大きな差はみられず、県と同程度の年齢階層別就業率となっています。

本市の平成27年の結果と比較すると、すべての年齢階層で就業率が増加しています。その中で、「20-24歳」は平成27年の55.2%から令和2年には60.6%と5.4ポイント増加、「25-29歳」は平成27年の71.8%から令和2年には76.6%と4.8ポイント増加しており、20代の就業率が増加している傾向がみられます。

■女性の年齢階層別就業率の比較



●— 鳴門市(令和2年) ▲— 鳴門市(平成27年) ■·· 徳島県 -◆- 全国

資料：国勢調査（鳴門市、徳島県、全国：令和2年10月1日）

国勢調査（鳴門市：平成27年10月1日）

■25～44歳女性の就業率

	女性人口	女性就業者数	就業率
鳴門市	5,077人	3,874人	76.3%
徳島県	68,006人	52,113人	76.6%
全国	13,861,783人	9,248,551人	66.7%

資料：国勢調査（令和2年10月1日）

(3) 就学前教育・保育施設、小・中学校の状況

①保育所

本市では、令和7年4月1日時点で、公立保育所1か所、私立保育所10か所を設置しています。この5年間の変化としては、平成31年4月に策定した「鳴門市公立保育所再編計画」に基づいた再編を実施し、令和5年4月には林崎・中央・みどり保育所を1か所に集約・新設した「中央保育所」を開所しています。

児童数については、令和6年度は618人と令和2年度から119人減少しています。

※「里浦ちどり保育所」は令和6年度より休所となっています。

■保育所の児童数

(単位：人)

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
(新)中央保育所				46	38
林崎保育所	30	25	28		
中央保育所	26	21	20		
みどり保育所	18				
公立計	74	46	48	46	38
正興寺保育園	55	60	59	62	61
明神善隣館保育所	48	49	50	51	41
つくし保育所	46	45	47	46	39
矢倉保育園	82	84	74	73	65
うずしお保育園	98	97	97	91	94
岡崎保育所	37	32	30	34	37
桑島保育所	66	68	68	68	69
板東ゆたか保育園	64	68	62	56	52
里浦ちどり保育所	41	37	34	37	
板東みやま保育園	59	56	52	49	52
すみれ保育園	67	66	70	70	70
私立計	663	662	643	637	580
合計	737	708	691	683	618

資料：鳴門市（各年度3月1日時点）

②認定こども園

本市では、令和7年4月1日時点で、認定こども園を5か所設置しています。

この5年間の変化としては、令和4年4月に「成稔幼稚園」が「公私連携幼保連携型認定こども園成稔」として、令和6年4月には「里浦幼稚園」が公私連携幼保連携型認定こども園の「認定こども園ちどり」として、新たに開園しています。

児童数については、「公私連携幼保連携型認定こども園成稔」や「認定こども園ちどり」の開園により、令和6年度は341人と令和2年度から61人増加しています。

■認定こども園の児童数

(単位：人)

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
認定こども園すくすく	86	90	96	86	90
幼保連携型認定こども園 I Z U M I	138	136	113	107	111
認定こども園さら	56	57	56	56	58
公私連携幼保連携型 認定こども園成稔			42	38	38
認定こども園ちどり					44
合計	280	283	307	287	341

資料：鳴門市（各年度3月1日時点）



③幼稚園

本市では、令和7年5月1日時点で、公立幼稚園7か所、私立幼稚園1か所を設置しています。この5年間の変化としては、令和2年8月に策定した「鳴門市公立幼稚園のあり方について」に基づいた再編を実施し、休園を含めて16か所あった公立幼稚園のうち9か所に対して、閉園や認定こども園への移行を進めたことで現在の設置数に至っています。

児童数については、園数の減少もあり、令和6年度は526人と令和2年度から145人減少しています。一方で、幼稚園別で見ると、「撫養幼稚園」や「板東幼稚園」では児童数が増加している傾向もみられます。

■幼稚園の児童数

(単位：人)

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
撫養幼稚園	69	72	83	95	103
精華幼稚園	84	74	85	76	65
黒崎幼稚園	24	21			
桑島幼稚園	47	42	41	44	32
第一幼稚園	87	104	113	95	105
里浦幼稚園	39	29			
成稔幼稚園	34	25			
明神幼稚園	51	48	35	26	28
大津西幼稚園	25	16			
堀江北幼稚園	26	22	24	23	22
堀江南幼稚園	4	3			
板東幼稚園	61	63	61	72	76
鳴門聖母幼稚園(私立)	120	112	101	104	95
合計	671	631	543	535	526

資料：鳴門市（各年度5月1日時点）

※閉園した施設は斜線で表記しています。

④小学校

本市では、令和7年5月1日時点で、13か所（休校1か所を含む）設置しています。
児童数については、令和6年度は2,213人と令和2年度から251人減少しています。

■小学校の児童数

(単位：人)

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
1年生	385	379	358	347	302
2年生	434	383	380	357	354
3年生	382	440	380	375	363
4年生	428	382	440	383	374
5年生	400	429	382	440	381
6年生	435	400	429	387	439
合計	2,464	2,413	2,369	2,289	2,213

資料：鳴門市（各年度5月1日時点）

⑤中学校

本市では、令和7年5月1日時点で、6か所（分校1か所を含む）設置しています。
生徒数については、令和6年度は1,126人と令和2年度から107人減少しています。

■中学校の生徒数

(単位：人)

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
1年生	419	413	360	401	364
2年生	386	418	417	361	399
3年生	428	392	421	416	363
合計	1,233	1,223	1,198	1,178	1,126

資料：鳴門市（各年度5月1日時点）

2 アンケート調査結果

本計画を策定するにあたり、令和4年～令和7年にかけて、鳴門市内のこども・若者、保護者、子育て支援に関わる事業者の方を対象に4種類のアンケート調査を実施し、それらの結果を基礎資料としています。

なお、各種アンケート調査結果の報告書は、鳴門市ホームページで公開をしています。

(1) 子育てに関するアンケート調査（ニーズ調査）

①調査概要

本調査は、教育・保育・子育て支援に関する「現在の利用状況」や「今後の利用希望」を把握し、本市で確保すべき教育・保育・子育て支援に関する「量の見込み」を算出するため、鳴門市内の就学前児童・小学生児童の保護者の方を対象に実施しました。

調査地域	鳴門市全域	
調査対象者	就学前児童	鳴門市内在住の0～6歳の未就学の子どもがいる世帯（令和5年11月末現在）
	小学生児童	鳴門市内の小学校に通う1～3年生の子どもがいる世帯（令和5年11月末現在）
抽出方法	住民基本台帳より、対象児童のいる世帯を全数調査	
調査時期	令和5年12月14日～令和6年1月15日	
調査方法	郵送配布、郵送回収による郵送調査法	
配布数	就学前児童：1,800件	小学生児童：700件
回収率	就学前児童：30.5%(549件)	小学生児童：53.1%(372件)



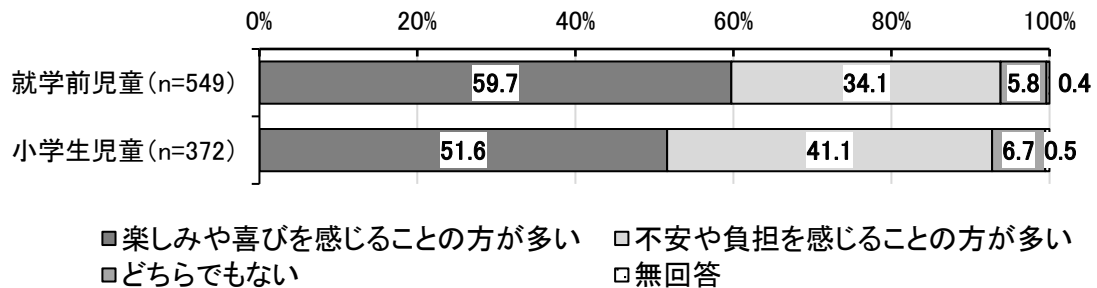
②調査結果（抜粋）

◆保護者が抱える子育てに関する不安や負担について

「不安や負担を感じることの方が多い」は就学前児童保護者 34.1%、小学生児童保護者 41.1%となっています。

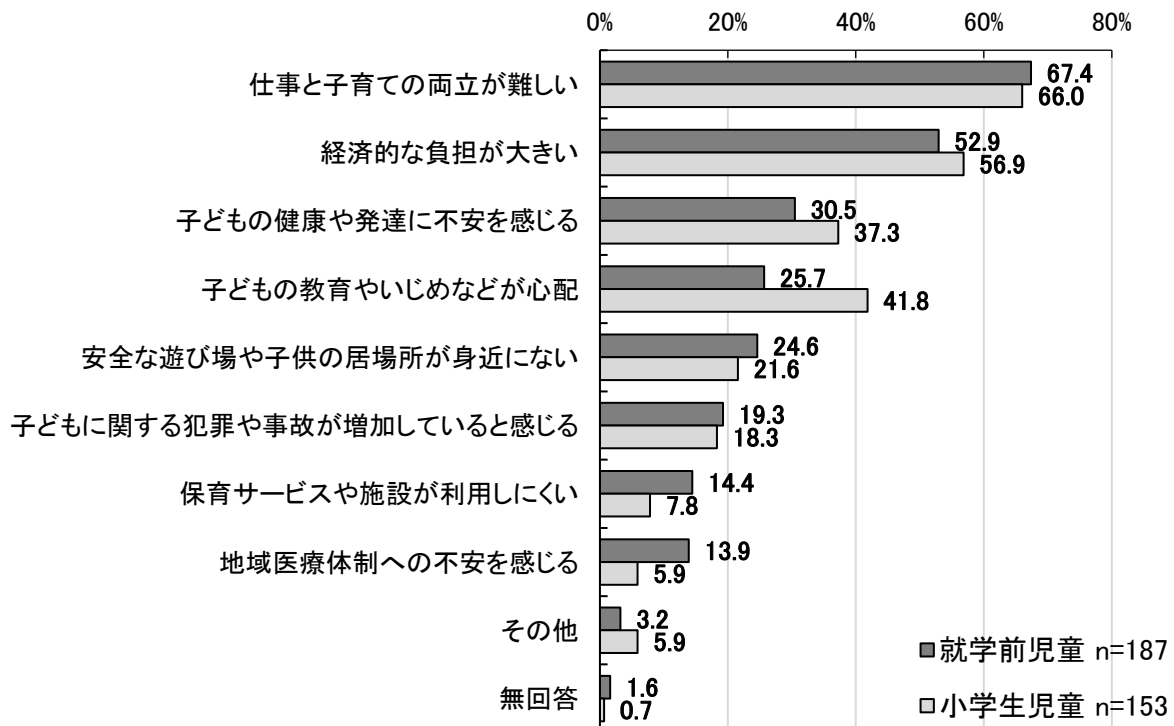
そのうち、不安や負担を感じる理由についてみると、「仕事と子育ての両立が難しい」が就学前児童保護者 67.4%、小学生児童保護者 66.0%とともに最も高くなっています。

問 あなたは子育てに関して不安や負担などを感じていますか。（1つに○）



「不安や負担を感じることの方が多い」と回答された方のみ

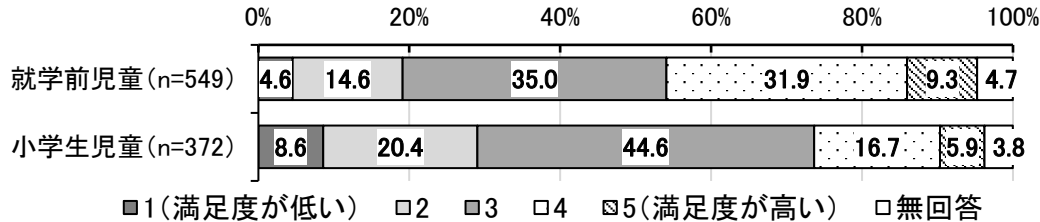
問 不安や負担を感じている理由（あてはまるものすべてに○）



◆保護者が考える鳴門市の子育て環境や支援への満足度

『満足している』（「満足度4」と「満足度5」の割合の合計）は就学前児童保護者 41.2%、小学生児童保護者 22.6%となっています。

問 鳴門市における子育ての環境や支援への満足度についてお答えください。（1つに○）



(2) 子どもの生活に関するアンケート調査（生活状況調査）

①調査概要

本調査は、子育て世帯の貧困や貧困の連鎖が社会問題として注目される中、本市において経済的に厳しい世帯の状況が、子どもとその家族の生活にどのように影響しているのかを明らかにするために実施しました。

調査地域	鳴門市全域	
調査対象者	小学1年生	鳴門市立小学校に在籍する小学1年生全員(379人)の保護者
	小学5年生	鳴門市立小学校に在籍する小学5年生全員(429人)とその保護者(429人)
	中学2年生	鳴門市立中学校に在籍する中学2年生全員(418人)とその保護者(418人)
	児童扶養手当受給世帯	鳴門市に居住する児童扶養手当受給世帯で、子どもが前記の学年に在籍していない世帯(342世帯)
調査時期	令和4年2月4日～令和4年2月18日	
調査方法	小学校・中学校：学校配布、郵送回収 児童扶養手当受給世帯：郵送配布、郵送回収	
配布数	小学1年生：保護者379件 小学5年生：児童429件、保護者429件 中学2年生：生徒418件、保護者418件 児童扶養手当受給世帯：342件	
回収率※	小学1年生：62.0% (235件) 小学5年生：60.4% (259件) 中学2年生：56.5% (236件) 児童扶養手当受給世帯：43.9% (150件)	

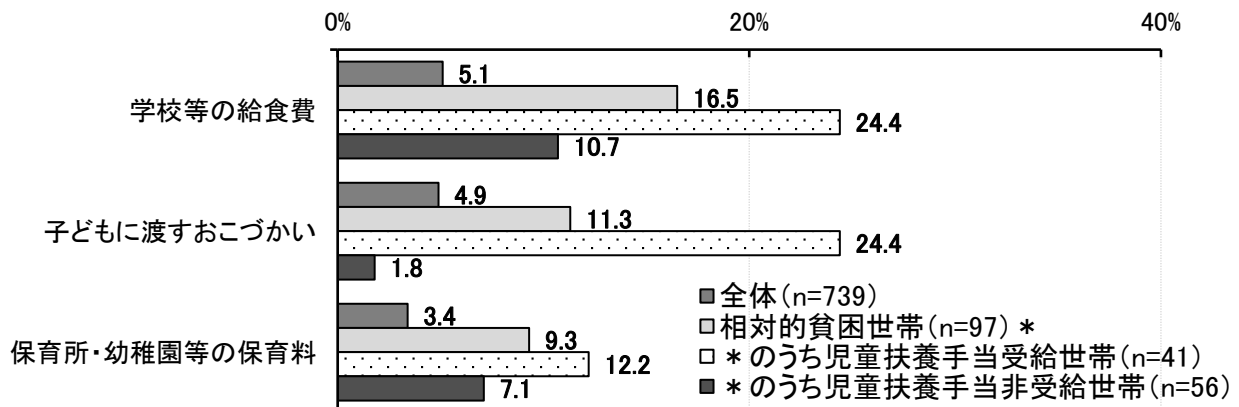
※小学5年生、中学2年生は子どもと保護者のアンケートの両方に回答があるものを有効回答として、回収率を算出しています。

◆経済的状況について

子育てや教育にかかる費用を払えなかった経験や遅らせた経験があるものについてみると、「学校等の給食費」、「子どもに渡すおこづかい」、「保育所・幼稚園等の保育料」が上位3回答となっています。「学校等の給食費」についてみると、相対的貧困世帯では16.5%、そのうち、児童扶養手当受給世帯では24.4%と2割を超える方で払えなかった経験、遅らせた経験があります。

問 子育てや教育にかかる費用のうち、これまでにお金が足りなくて払えなかったことや、支払いを遅らせたことがあるものはありますか。(あてはまるものすべてに○)

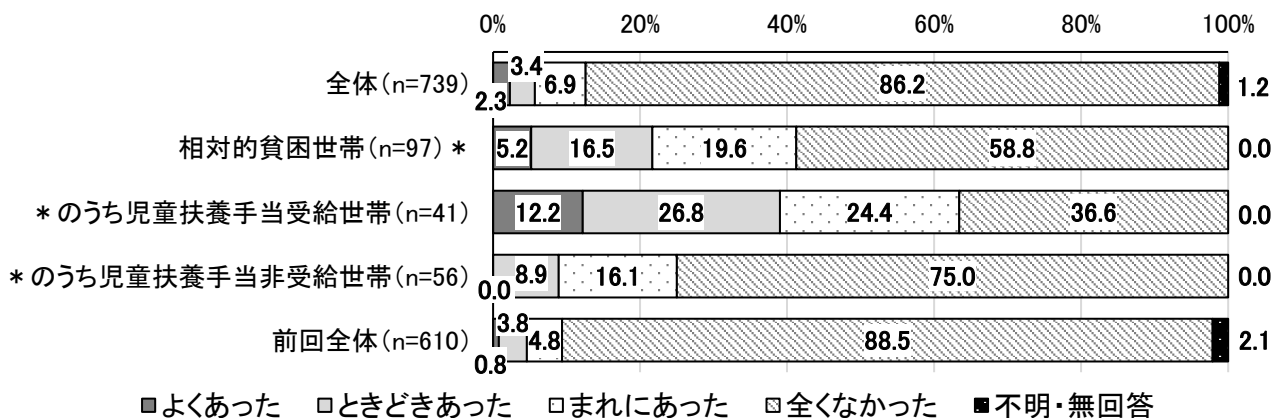
上位3回答(「該当なし」を除く)



経済的理由のために家族が必要とする食料が買えなかった経験についてみると、『あった』(「よくあった」、「ときどきあった」、「まれにあった」の割合の合計)が全体では12.6%となっています。

相対的貧困世帯についてみると、『あった』の割合が41.3%と4割を超える方が経済的理由のために食料を買えなかった経験があります。そのうち、児童扶養手当受給世帯では、『あった』の割合が63.4%と6割を超えています。

問 あなたのご家庭では、過去1年間に、経済的理由のために家族が必要とする食料(嗜好品は除く)を買えないことがありましたか。(1つに○)

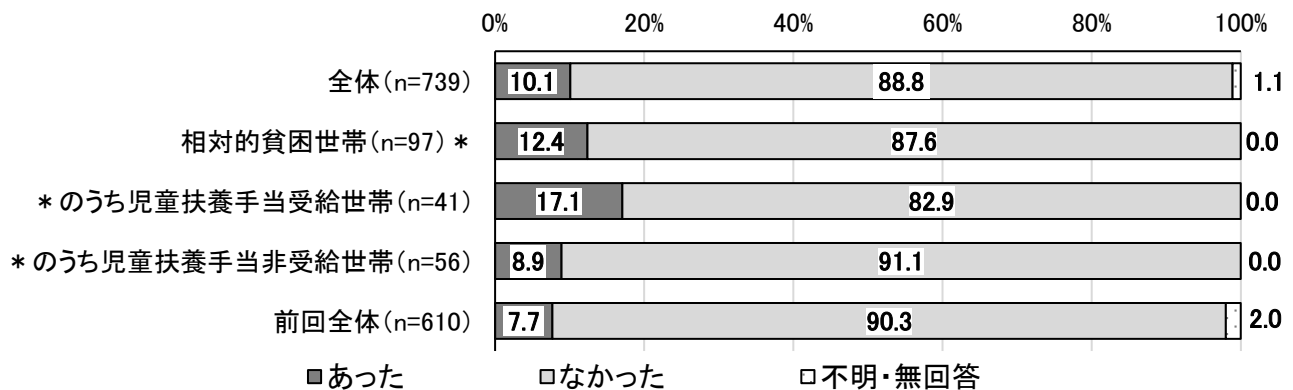


◆こどもの健康状態について

過去1年間に病院や診療所への受診をためらった経験についてみると、「あった」の割合が全体では10.1%と1割を超えています。

相対的貧困世帯についてみると、「あった」の割合が12.4%となっており、そのうち、児童扶養手当受給世帯では17.1%と2割近くとなっています。

問 過去1年間に、お子さんの病気や怪我の治療のために病院や診療所を受診した方が良かったのに、実際に受診しなかったことがありましたか。(1つに○)



(3) こども・若者の意識と生活に関する調査 (こども・若者意識調査)

①調査概要

すべてのこどもが将来にわたり健やかに幸せな状態(ウェルビーイング)で過ごせる「こどもまんなか社会」の実現をめざし、鳴門市に通学・在住されている10~29歳までの若い世代の方を対象に生活状況などのアンケート調査を実施しました。

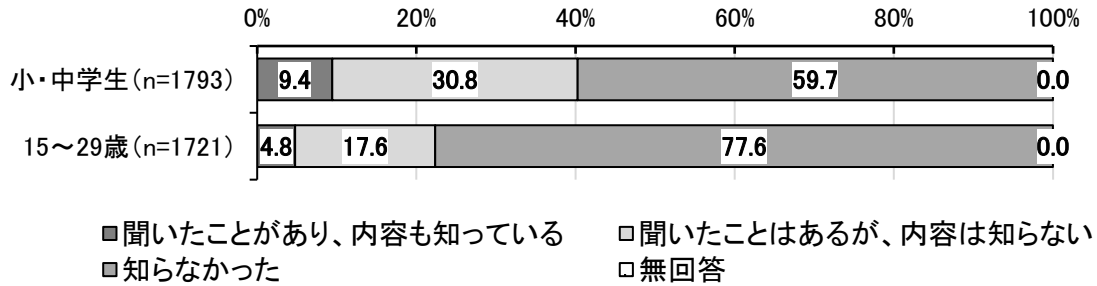
調査地域	鳴門市全域	
調査対象者	小・中学生	鳴門市立小学校に在籍する小学4年生~小学6年生全員 鳴門市立中学校に在籍する中学1年生~中学3年生全員
	15~29歳	鳴門高校、鳴門渦潮高校に在籍する高校1年生~高校3年生全員 住民基本台帳から抽出した18~29歳の方全員
調査時期	小・中学生	令和7年9月16日~令和7年9月30日
	15~29歳	令和7年9月16日~令和7年10月7日
調査方法	小・中学生	学校配布、WEB回収
	15~29歳	高校：学校配布、WEB回収 18歳以上：郵送配布、WEB回収
配布数	小・中学生：2,304件 15~29歳：5,768件	
回収率	小・中学生：77.8% (1,793件) 15~29歳：29.8% (1,721件)	

②調査結果（抜粋）

◆鳴門市うずっ子条例の認知度について

『聞いたことがある』（「聞いたことがあり、内容も知っている」と「聞いたことはあるが、内容は知らない」の割合の合計）が小・中学生 40.2%、15～29歳 22.4%となっています。一方、『聞いたことがない』（「知らなかった」の割合）は小・中学生 59.7%、15～29歳 77.6%とともに半数以上となっています。

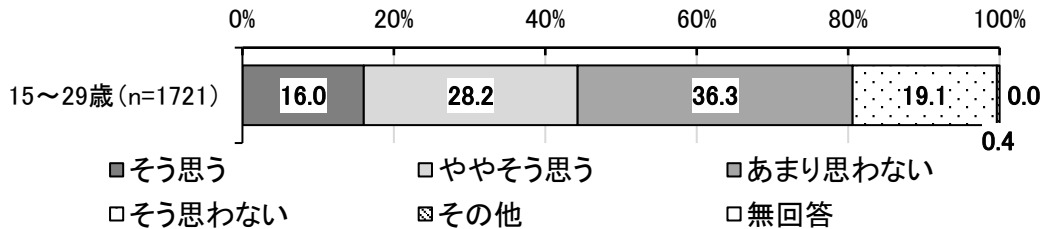
問 あなたは、鳴門市うずっ子条例について知っていますか。（○は1つ）



◆鳴門市への意見表明について

鳴門市に思ったことや意見を伝えたいと思うかについてみると、『そう思う』（「そう思う」と「ややそう思う」の割合の合計）が44.2%となっています。

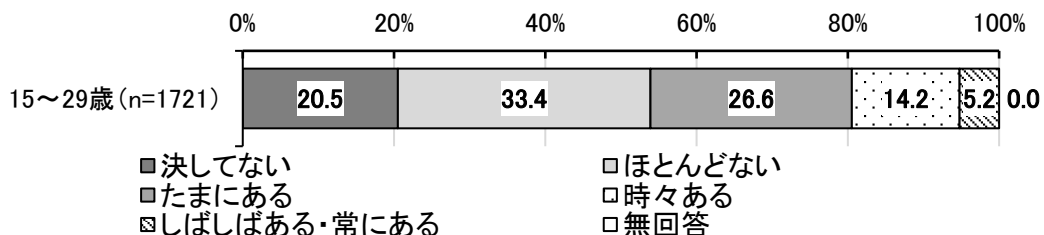
問 あなたは、鳴門市のまちづくりや子ども・若者に関する取り組みについて思ったことや意見を、鳴門市に伝えたいと思いますか。（○は1つ）



◆孤独感について

孤独と感じる頻度について、『ある』（「たまにある」、「時々ある」、「しばしばある・常にある」の割合の合計）46.0%、『ない』（「決してない」、「ほとんどない」の割合の合計）53.9%となっています。

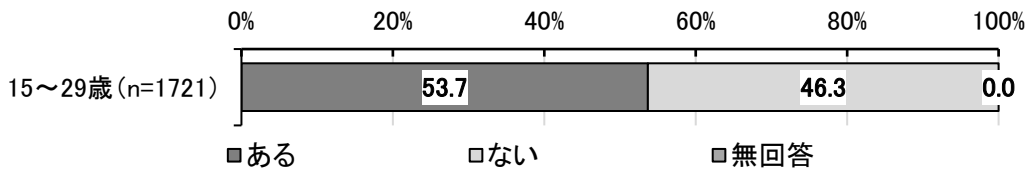
問 あなたはどの程度、孤独であると感じるがありますか。（○は1つ）



◆家や学校、職場以外の居場所について

家や学校、職場以外に「ここに居たい」と感じる居場所について、「ある」53.7%、「ない」46.3%となっています。

問 あなたは、家（普段寝起きをしている場所）や学校（授業や部活、クラブ活動）、職場以外に、「ここに居たい」と感じる居場所がありますか。（○は1つ）

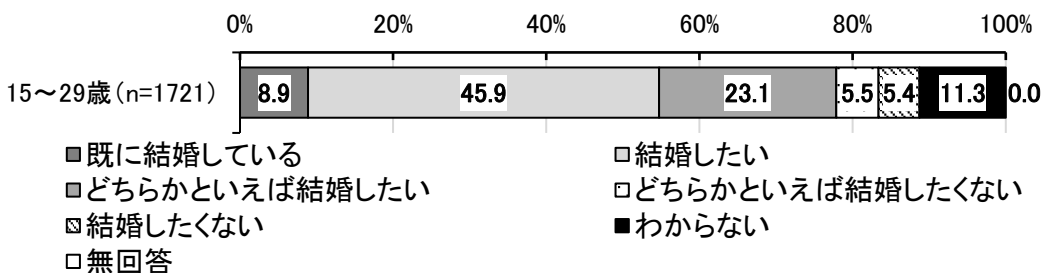


◆結婚・子育てへの願望について

15～29歳の結婚への意識についてみると、『結婚したい』（「結婚したい」、「どちらかといえば結婚したい」の割合の合計）は69.0%となっています。

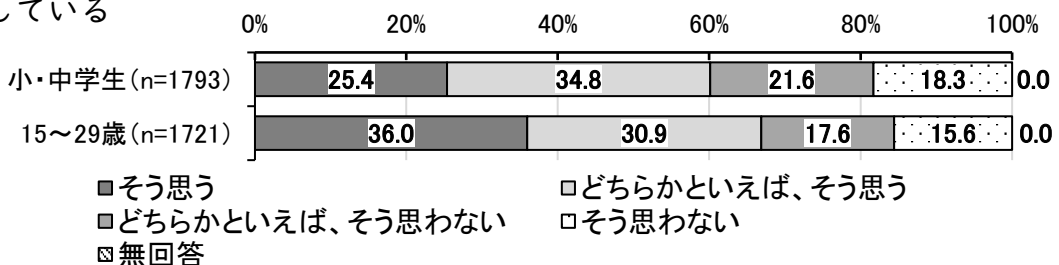
また、20年後のビジョンとして、「結婚している」に『そう思う』（「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」）と回答した割合は、小・中学生60.2%、15～29歳66.9%となっており、「子どもを育てている」に『そう思う』と回答した割合は、小・中学生60.4%、15～29歳65.0%となっています。

問 あなたは、将来結婚したいと思いますか。（○は1つ）

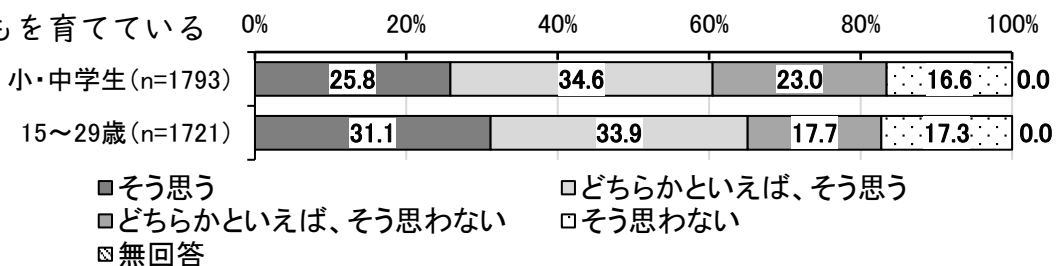


問 あなたは20年後、どのようになっていると思いますか。（○は1つ）

○結婚している



○子どもを育てている



(4) 子育て支援に関わる事業所調査（事業所調査）

①調査概要

すべてのこどもが将来にわたり健やかに幸せな状態（ウェルビーイング）で過ごせる「こどもまんなか社会」の実現をめざし、鳴門市の子育て支援に関わる事業所に勤務されている方を対象に日頃の業務の中で感じている課題観などのアンケート調査を実施しました。

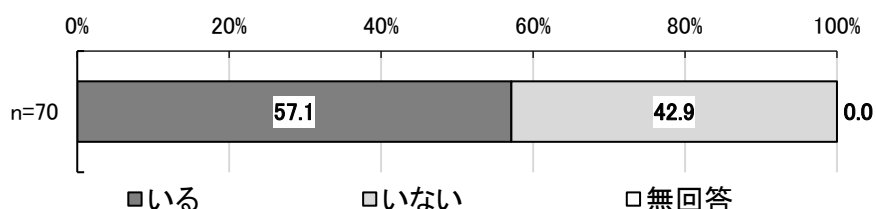
調査地域	鳴門市全域
調査対象者	子育て支援に関わる事業所に勤務する方
調査時期	令和7年9月16日～令和7年9月30日
調査方法	郵送配布、WEB回収
配布数	86件
回収率	81.4%（70件）

②調査結果（抜粋）

◆困難な問題を抱えていると思われるこども・若者について

利用者で困難な問題を抱えていると思われる方が「いる」の割合が57.1%と5割を超えています。

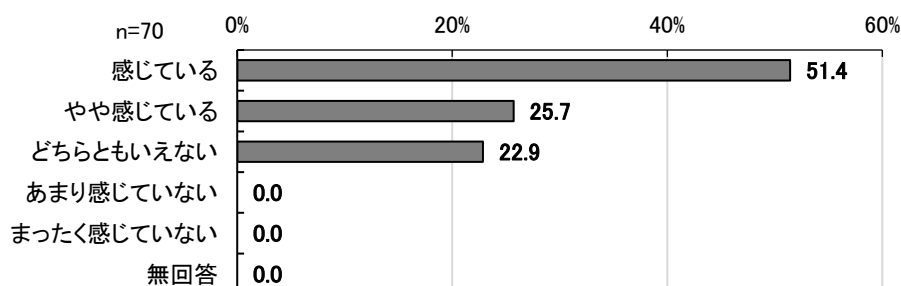
問 あなたが勤務する事業所を利用しているこども・若者の中に困難な問題を抱えていると思われる方はいますか。（○は1つ）



◆事業所の活動内容と居場所づくりについて

事業所の活動内容が居場所づくりにつながっていると『感じている』（「感じている」、「やや感じている」の割合の合計）割合は77.1%と7割を超えています。

問 あなたが勤務する事業所の活動内容は、この「こども・若者の居場所づくり」につながっていると感じますか。（○は1つ）



3 こども計画策定に向けた課題整理

(1) こども・若者の権利保障

国のこども大綱の基本方針1では、「こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図ること」、基本方針2では「こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていくこと」が掲げられています。

本市においては、令和5年4月に「鳴門市うずっ子条例」を制定し、こどもの権利を保障し、行政、保護者、地域住民、関係機関等の役割や責務を明確にし相互に連携することにより、すべてのこどもの最善の利益と心安らぐ安定した生活が守られ、こどもの意見が尊重される社会と環境の実現をめざしています。

一方、こども・若者意識調査では、「鳴門市うずっ子条例を知らなかった」と回答した割合が小・中学生で59.7%、15～29歳で77.6%とともに半数以上となっており、条例の普及啓発に向けた取り組みを進める必要があります。

また、意見表明についても、15～29歳の4割が「鳴門市に意見を伝えたい」と考えており、こども・若者の意見表明しやすい環境整備とその意見が尊重、反映できるよう努める必要があります。

(2) こども・若者が健やかに成長できる環境づくり

国のこども大綱の基本方針3では、「こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援すること」が掲げられており、その中でも、こども・若者がどのような状況でも自分らしく社会生活を送ることができるよう、切れ目なく支援していくことが求められています。

一方、こども・若者意識調査では、孤独を感じている割合が15～29歳で46.0%、また、自宅や学校、職場以外でここに居たいと感じる居場所がないと感じている割合が15～29歳で46.3%となっています。

居場所が少ないことは、孤独・孤立の問題と深く関係することからも、安全・安心に過ごすことができる居場所づくりなどを通して、孤独・孤立の解消を図るための取り組みを進める必要があります。

また、切れ目のない支援として、いじめ、不登校・ひきこもりの状況にある方や、障がいのある方、医療的ケア児等に寄り添ったきめ細かな支援を行い、すべてのこども・若者が自分らしく社会生活を送ることができるよう、それぞれの特性や支援ニーズに応じた取り組みを進める必要があります。

(3) こども・若者、家庭の貧困対策

国のこども大綱の基本方針4では、「良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにすること」が掲げられています。

一方、生活状況調査では、相対的貧困世帯（国民生活基礎調査に基づく世帯人員別の貧困線を基に算定した世帯収入を下回る世帯）や児童扶養手当受給世帯において、経済的な理由などを背景に、子育てや教育にかかる費用負担が困難になった割合が全体に比べて高く、進路選択の幅も狭くなっている傾向がみられます。

また、事業所調査においても、利用者に困難な問題を抱えていると思われる方がいると考える割合が57.1%となっており、その困難な問題の内容として貧困や虐待といった家庭環境に関することが挙げられています。

貧困状態がこども・若者の将来に影響を及ぼすことがないように、経済的支援や学習支援、相談支援を通して、貧困と格差の解消を図るための取り組みを進める必要があります。

(4) 出会いから結婚、妊娠・出産、子育てへの支援

国のこども大綱の基本方針5では、「若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路（あいろ）の打破に取り組むこと」が掲げられています。

結婚や子育ての希望について、こども・若者意識調査では、15～29歳の6割が「結婚したい」と考えており、小・中学生も20年後のビジョンとして「こどもを育てている」、「結婚している」が6割を超えています。

このことから、各ライフステージに応じた様々なニーズにきめ細やかに応え、こども・若者の結婚、妊娠・出産、子育てへの希望を実現できるよう支援する取り組みを進める必要があります。

(5) まちぐるみでの子育て支援

「鳴門市うずっ子条例」の前文では、「鳴門市で、すべての子どもがいつも笑顔でいられるよう、そして、すべての保護者が子育てを楽しみ、子どもたちの未来のために、まちぐるみでお互いに助け合えるよう、この条例を制定します」と明記し、まちぐるみでこども・若者、保護者を支えていくこととしています。

その中で、すべての保護者が子育てを楽しむことができるようにするためには、子育てへの不安や負担感を軽減することが重要です。ニーズ調査では、子育てに不安や負担を感じる理由として「仕事と子育ての両立が難しい」の割合が就学前児童保護者、小学生児童保護者ともに最も高くなっていることを踏まえ、保護者が経済的・精神的に不安を感じることなく健康で自己肯定感を持って子育てに向き合えるよう、仕事と子育てが両立しやすい環境づくりに向けた取り組みを進める必要があります。

また、自然災害や犯罪、事故からこども・若者、保護者を守り、安全・安心に過ごすことができるよう、防災・防犯や交通安全対策などに関する取り組みを進める必要があります。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

本市では、第七次鳴門市総合計画の基本方針として「子育てしやすいまちづくり」を推進することとしており、「出会いから結婚、妊娠、出産、子育てまで切れ目のない支援を行い、安心して子育てできる環境づくりを推進する。また、行政、家庭、職場、地域が連携して、きめ細やかな子育て支援策を展開し、県内随一の子育て応援都市をめざす」としています。

本計画では、これまで鳴門市子ども・子育て支援事業計画において、本市の基本理念として掲げてきた「自然とふれあい 笑顔がうずまく 子育てを始めるまち なる」とを継承し、本市の豊かな自然の中で、こども一人ひとりを尊重し、その意見を大切にしながら、こどもを安心して産み育てることができる応援体制のもと、すべてのこどもや若者、保護者、地域の人たちの笑顔がうずまく、誰もが「ここで育ちたい」「ここで子育てを始めたい」と思えるまち鳴門の実現をめざします。



自然とふれあい 笑顔がうずまく
子育てを始めるまち なる



2 基本目標

基本理念である「自然とふれあい 笑顔がうずまく 子育てを始めるまち なる」との実現に向けて、次の5つの基本目標を設定します。

(1) こども・若者の権利保障の推進

「こどもまんなか社会」の実現をめざすうえで、こども・若者が権利を持つ主体であることを社会全体で共有するとともに、こどもや若者の意見を尊重し、反映される環境づくりを進めていくことが重要となります。

本市では、令和5年4月にこどもの権利保障に関する「鳴門市うずっ子条例」を制定しており、条例の普及啓発を通して、意見表明権などのこども・若者が持つ権利を保障することができるよう取り組みを推進します。

(2) こども・若者の健やかな育ちのための切れ目のない支援

すべてのこども・若者が健やかに成長していくためには、孤独・孤立の解消を図ることや、いじめ、不登校・ひきこもり、障がいのある方や医療的ケア児などの個別の対応を必要とするこども・若者を適切に支援していくことが重要となります。

どのような状況でも自分らしく社会生活を送ることができるよう、一人ひとりの個性を尊重し、こども・若者の立場に寄り添った切れ目のない支援を推進します。

(3) 困難な環境にあるこども・若者の支援

保護者の経済状況や婚姻状況といった生まれ育った家庭事情によって、こども・若者が学習面や生活面、心理面など様々な面で健やかな成長が阻害されることがないように支援していくことが重要となります。

生活困窮世帯やひとり親家庭に向けた経済的支援や学習支援、相談体制を充実させていくとともに、児童虐待防止に向けた相談・連携体制の強化などを通して、貧困と格差の解消に向けた取り組みを推進します。



子ども食堂の様子

(4) 出会いから結婚、妊娠、出産の希望実現に向けた支援

結婚、妊娠、出産は、個人の自由な意思決定に基づくことを前提としたうえで、それを希望した場合に実現できるように支援することが、少子化対策の実効性を高めるために重要となります。

結婚、妊娠、出産の希望を実現し、その後の子育てやこどもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう、妊娠・出産期から切れ目のない支援を行い、教育・保育環境の充実を図るとともに、母子保健と児童福祉の二つの機能を併せ持つ「鳴門市こども家庭センター」を中心に、すべての妊産婦、こども、子育て家庭の相談・支援体制の強化に向けた取り組みを推進します。

(5) まちぐるみの子育て支援の充実

核家族化の進展や地域のつながりの希薄化、共働き世帯の増加など、こども・若者や子育て家庭をめぐる環境が大きく変化する中で、安心してこどもを産み育てられる環境や一人ひとりのこども・若者が健やかに成長できる環境をつくるためには、地域社会を構成する様々な主体が、子育て支援に関わることが重要となります。

行政、企業、学校や教育・保育施設、地域コミュニティなど社会全体で連携、協働して、家庭内において育児負担が女性に偏る状況を解消し、すべての人がキャリアアップと子育ての両立ができるよう、共働き・共育てに向けた取り組みを推進するとともに、自然災害や犯罪、事故などからこども・若者、保護者を守るための防災教育や防犯対策、交通安全対策などの取り組みを推進します。



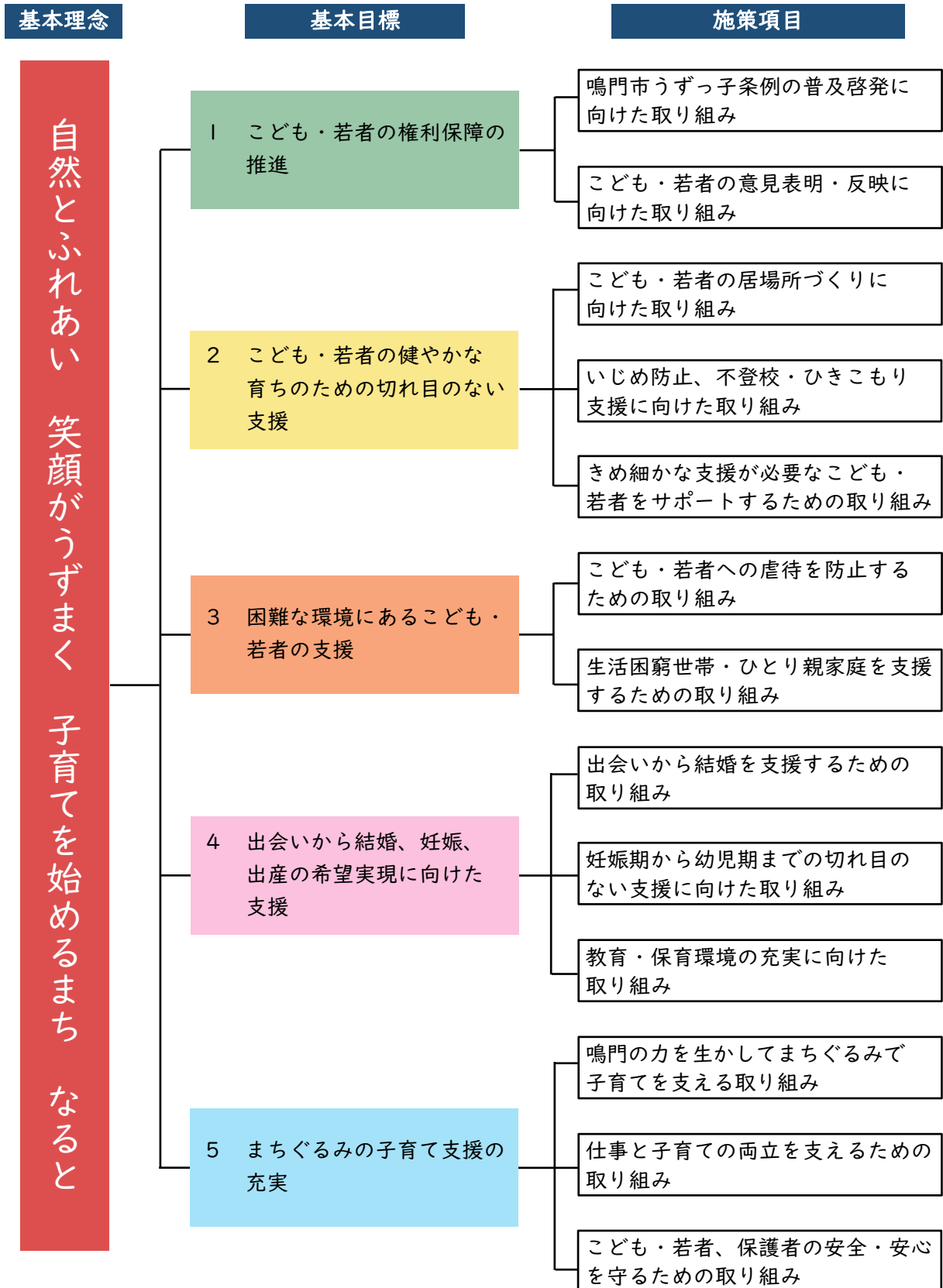
プレパパママ教室



黄色い帽子の贈呈

3 施策の体系

基本理念「自然とふれあい 笑顔がうずまく 子育てを始めるまち なる」との実現に向け、5つの基本目標に沿って、各施策項目を推進していきます。



4 評価指標

基本理念「自然とふれあい 笑顔がうずまく 子育てを始めるまち なる」との実現に向け、評価指標を設定し、目標達成に向けて各施策を実施します。

評価指標	令和7年度 (計画策定時)	令和11年度 (目標値)
「自分のことが好き」と回答した割合※1	小学生 81.5% 中学生 73.3% 若者 66.6%	現在の水準を維持
「鳴門市うずっ子条例」の認知度※2	小学生 39.3% 中学生 41.2% 若者 22.4%	小学生 50.0% 中学生 50.0% 若者 40.0%
「鳴門市に意見を伝えたい」と思う割合 ※3	若者 44.2%	若者 50.0%
家や学校、職場以外にここに居たいと 感じる居場所が「ある」と思う割合	若者 53.7%	若者 60.0%
鳴門市における子育ての環境や支援 への満足度※4	41.2% (就学前児童保護者) 22.6% (小学生児童保護者) ※令和6年調査実績	45.0% (就学前児童保護者) 30.0% (小学生児童保護者)

◆小学生：4～6年生、中学生：1～3年生、若者：15～29歳

※1：こども・若者意識調査（小・中学生）の問4、同調査（15～29歳）の問10で「あてはまる」「どちらかといえばあてはまる」と回答した割合の合計

※2：こども・若者意識調査（小・中学生）の問21、同調査（15～29歳）の問49で「聞いたことがあり、内容も知っている」「聞いたことはあるが、内容は知らない」と回答した割合の合計

※3：こども・若者意識調査（15～29歳）の問50で「そう思う」「ややそう思う」と回答した割合の合計

※4：ニーズ調査（就学前児童）の問42、同調査（小学生児童）の問31で「満足度4」「満足度5」と回答した割合の合計

第4章 施策の展開

施策の展開の中では、施策項目ごとに取り組み方針を記載し、各施策の中から「主な取り組み」を挙げています。

具体的な施策は、「別冊」の「施策一覧」で整理しており、鳴門市ホームページで公開しています。

1 こども・若者の権利保障の推進

(1) 鳴門市うずっ子条例の普及啓発に向けた取り組み

本計画の根拠法であるこども基本法は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約（こどもの権利条約）の精神にのっとり定められており、国では、こども基本法と合わせて児童の権利に関する条約（こどもの権利条約）の普及啓発に取り組んでいます。

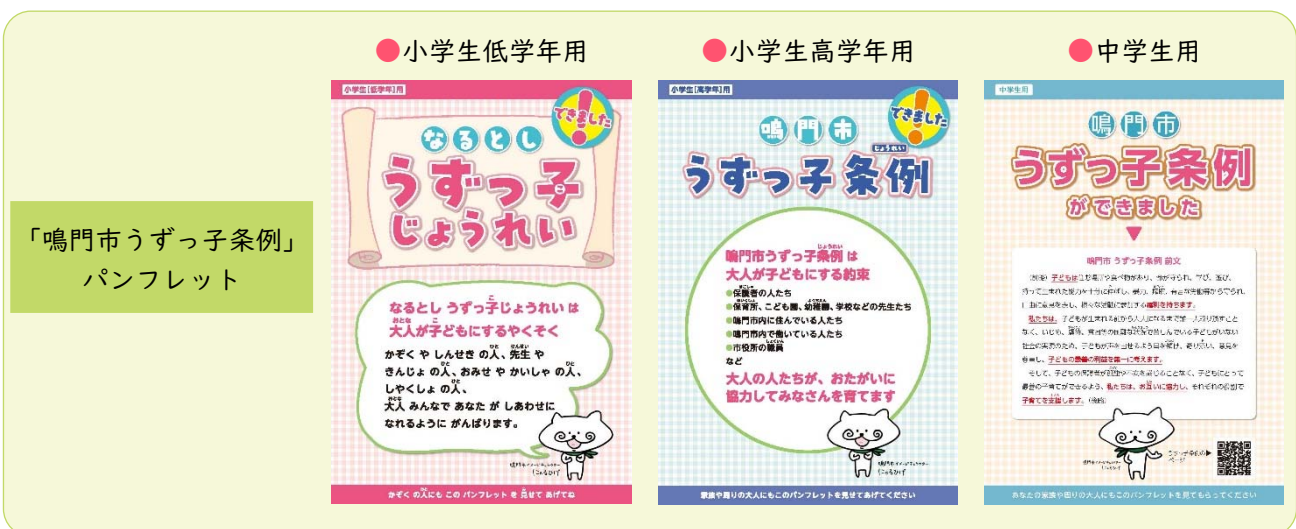
本市においても、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、令和5年4月に「鳴門市うずっ子条例」を制定し、こどもの権利保障について、パンフレットや下敷きなど啓発用品の配布、放課後児童クラブ等への出前講座など広く普及啓発の取り組みを進めてきました。

一方、こども・若者意識調査からは「鳴門市うずっ子条例」の認知度が低く、条例の理解やこどもの権利保障への理解が浸透していない状況がみられます。

そのため、今後は「鳴門市うずっ子条例」の普及啓発に向けた取り組みをさらに強化し、こども・若者も権利を持つ主体であることを社会全体で共有することで、こども・若者を多様な人格を持った個として尊重し、その権利が保障され、最善の利益を図ることで「こどもまんなか社会」の実現に寄与できるよう取り組みを推進します。

【主な取り組み】

- 年齢に応じた鳴門市うずっ子条例パンフレットの作成
- 鳴門市うずっ子条例啓発用下敷きの配布
- 出前講座やイベントでの周知啓発



(2) こども・若者の意見表明・反映に向けた取り組み

こども大綱では、こども施策を推進するための必要な事項の1つ目に「こども・若者の社会参画・意見反映」を掲げ、社会参画や意見反映が、施策の実効性を高めることや、こども・若者の自己肯定感や自己有用感を高めることにつながるとしています。

「鳴門市うずっ子条例」の第18条においても、「子どもの参加」を掲げ、こどもが社会の一員として自分の意見を表明し、社会に参加する機会や仕組みを設けるなど、意見を言いやすい環境を整備することを行政の役割として位置づけています。

こども・若者意識調査でも「鳴門市に意見を伝えたい」と思う割合が4割を超えていることも踏まえ、こども・若者が意見表明をしやすい場づくりを進めるとともに、その場で寄せられた意見を可能な限り反映することを通して、こども施策の実効性を高めること、こども・若者の自己肯定感や自己有用感を高めることにつながるよう取り組みを推進します。

また、「子どものまち宣言」の趣旨に沿い、市民がそれぞれ「子どものまちづくり」について考える機会の創出や、人権課題への理解促進を図るための各種人権啓発事業に取り組みます。

【主な取り組み】

- こどもの意見表明・社会参加の機会の提供
- 一日市長体験
- 鳴門市自治基本条例の周知啓発
- 子どものまちの推進
- 人権啓発・人権教育推進事業

【こども・若者等からの意見】

- ・こどもの意見をちゃんと聞いて大事にしてほしいです。(小学生)
- ・こどもたちが言いたいことを言える世の中にして欲しい。(中学生)
- ・こどもが意見を、アンケートや意見箱に送れる機会を作って欲しい。(15~19歳)
- ・鳴門市の条例や取り組みなどをこのアンケートで知ることが多かったのもので、誰でも分かりやすいHPやチラシの作成や、それらを誰もの目に留まるようにして取り組んで欲しいです。(20~24歳)
- ・アンケートで意見を聞くだけでなく、政策に反映してほしい。その政策がどのような意見を反映して進められているのかをわかりやすく公表してほしい。自分たちの意見が反映されているという実感があると市政に参画しようと思える。(20~24歳)
- ・動画やSNSを使って、こどもたちの興味がわくような周知。(ワークショップ参加者)
- ・制度、条例の会議にこどもに参加をお願いして、自分の意見が反映されるのを体験してもらったりしたらいいと思う。(ワークショップ参加者)
- ・こどもの声を直接聞くことが出来る機会を設ける。(子育て支援に関わる事業所の方)

2 こども・若者の健やかな育ちのための切れ目のない支援

(1) こども・若者の居場所づくりに向けた取り組み

居場所がないことは、孤独・孤立の問題と深く関係する重大な問題であるという認識のもと、国では令和5年に「こどもの居場所づくりに関する指針」を策定し、こども・若者が安全・安心に過ごせる多くの居場所を持ちながら、そこでの様々な学びや体験活動などが、将来的にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で成長することにつながるという考えのもと、取り組みが行われています。

こども・若者意識調査からは孤独を感じている割合や、自宅や学校、職場以外で、ここに居たいと感じる居場所がないと感じている割合がともに4割を超えています。

一方、事業所調査では、「活動内容がこども・若者の居場所づくりにつながっている」と実感している割合が7割を超えており、利用者の声や様子、卒業後にも定期的な交流があることなどが理由に挙げられています。

このことから、自宅や学校、職場以外の場所でも、様々な学びや体験活動の機会を提供し、そこを居場所と感じながら安全・安心に過ごせる環境をつくることで、孤独・孤立の解消を図るとともに、将来的にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で成長することができるよう取り組みを推進します。

【主な取り組み】

- 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の推進
- 子どもの居場所づくり事業の推進
- 「子育て支援拠点」の機能強化・整備
- 市内企業おしごと体験事業 など

(2) いじめ防止、不登校・ひきこもり支援に向けた取り組み

文部科学省が公表した令和6年度の「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果」によれば、いじめの認知件数や、小・中学校における不登校児童生徒数が過去最多を更新するなど国内全体で増加傾向にあり、対策が求められています。

本市としては、平成30年に改定した「鳴門市いじめ防止基本方針」や、各校の「学校いじめ防止基本方針」に基づき、いじめの未然防止、早期発見・早期対応を進め、地域や家庭、関係機関と連携しながら、いじめ問題の解決に向けた取り組みを推進します。

また、不登校・ひきこもり支援として、「うず潮教室」を中核とした支援体制の整備や、鳴門市基幹相談支援センターによる相談支援を実施し、自立までの支援を行うことができるよう取り組みを推進します。

【主な取り組み】

- いじめの未然防止、早期対応への取り組み
- スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーによる相談・支援事業
- 不登校児童生徒への支援
- フリースクール等授業料補助事業
- 鳴門市基幹相談支援センターによる相談支援

(3) きめ細かな支援が必要な子ども・若者をサポートするための取り組み

国が令和5年に策定した「こども未来戦略」では、障がい児支援、医療的ケア児支援等に関する取り組みを通して、地域社会への参加・包摂（インクルージョン）を推進し、障がいの有無にかかわらず、すべての子どもが安心して暮らすことができる地域社会の実現をめざしています。

本市においても、そのような地域社会の実現に向けて、障がい児の医療費の助成や相談支援、特別支援教育・保育事業の充実に取り組むとともに、医療的ケア児を支援するために、保健・医療・福祉・教育分野等関係機関の連携体制の構築に向けた取り組みを推進します。

【主な取り組み】

- 障害児福祉手当の支給
- 特別支援教育・保育事業の推進
- 発達相談事業の充実
- 保育所等における医療的ケア児の受け入れ など

【こども・若者等からの意見】

- ・いじめを無くしてほしいです。(小学生)
- ・悩み事があつたらすぐに相談できる所を増やしてほしいと思った。(小学生)
- ・鳴門市に、プールや公園、テーマパークなど、こどもや大人が遊べる場所を増やしてほしい。(小学生)
- ・誰もが安心できる場所をつくってほしい。(中学生)
- ・鳴門市にスポーツができる場所、練習できる場所を作してほしい。(中学生)
- ・不登校や精神的苦痛などから助けてくれるような機関をもっと増やしてほしい。(15～19歳)
- ・こどもの成長支援について、児童クラブなどで他のこどもと一緒に遊んだり、自分の好きなことをできる場所があるといい気がしています。(20～24歳)
- ・家に居場所がないこどもたちへの居場所の提供。(25～29歳)
- ・市内企業の説明会を増やしたり、市内の伝統産業や個人事業主の活動を知る機会がほしい。(ワークショップ参加者)
- ・休日を含めた親子の居場所づくり。(子育て支援に関わる事業所の方)

3 困難な環境にあるこども・若者の支援

(1) こども・若者への虐待を防止するための取り組み

児童虐待はこどもの心身に深い傷を残し、こどもの健やかな成長を阻害する許されない行為である一方、児童虐待相談対応件数は、最新の令和5年度調査において、国や徳島県で過去最多を記録しています。

本市においても、虐待をはじめとする保護・支援を要する児童等が増加しており、相談内容も複雑化している状況であることを踏まえ、引き続き、鳴門市こども家庭センターを中心に関係機関が連携し、相談支援体制の充実やオレンジリボン運動など、児童虐待防止に向けた取り組みを推進します。

【主な取り組み】

- 子育て世帯訪問支援事業の実施
- 児童虐待防止に向けた周知啓発
- 社会的養護施策との連携
- 親子関係形成支援事業の実施 など

(2) 生活困窮世帯・ひとり親家庭を支援するための取り組み

貧困は経済的な面だけでなく、進学機会や学習意欲、衣食住、心身の健康など様々な面でこども・若者の健やかな成長を阻害することにつながります。

実際に生活状況調査からも、相対的貧困世帯や児童扶養手当受給世帯では、経済的理由から食料が買えなかった経験や医療機関の受診をためらった経験がある割合が全体に比べて高く、大学・専門学校など高等教育機関への進路選択を狭めている傾向もみられています。

このような状況を踏まえ、生まれ育った家庭事情によって格差が生じることがないように、経済的支援や学習支援、相談支援などを通して、貧困と格差の解消に向けた取り組みを推進します。

【主な取り組み】

- ひとり親家庭への相談体制の充実
- 児童扶養手当の支給
- よりそい学習支援事業の推進
- 鳴門市奨学金制度 など

【こども・若者等からの意見】

- ・ひとり親の負担を考えて援助をもっと多くした方がいいと思う。(中学生)
- ・奨学金制度。(15~19歳)
- ・金銭的に余裕のない学生が多いため、何かしら支援策があるとありがたいです。(20~24歳)
- ・就職や家庭環境で悩んでいる若者の悩みを聞いて、適切な支援に繋げる支援を作ってほしい。(25~29歳)

4 出会いから結婚、妊娠、出産の希望実現に向けた支援

(1) 出会いから結婚を支援するための取り組み

多様な価値観・考え方や個人の自由な意思決定に基づくことを前提としたうえで、子ども・若者の結婚や子育てに関する希望を実現していくことが大切です。

子ども・若者意識調査では、15～29歳で結婚願望がある方が6割を超え、小・中学生でも20年後のビジョンとして「子どもを育てている」、「結婚している」が6割を超えていることから、このような希望を実現するために、マリッサとくしまと連携した出会いの場づくりや結婚後の新生活を支援するための補助金支給といった取り組みを推進します。

【主な取り組み】

- 婚活支援事業
- 結婚新生活への支援
- ライフプランニング支援

(2) 妊娠期から幼児期までの切れ目のない支援に向けた取り組み

子どもの誕生前から幼児期までは、子どもの将来にわたるウェルビーイングの基礎を培い、人生の確かなスタートを切るための最も重要な時期とされています。

妊産婦、子育て当事者にとっても、この時期は最も重要な時期であり、安心して妊娠、出産、子育てができるよう、鳴門市子ども家庭センターと関係機関が連携し、各種相談対応、健康診査の実施、訪問事業などを通して、妊娠期から切れ目のない伴走型支援の取り組みを推進します。

【主な取り組み】

- 妊産婦相談・乳幼児相談の推進
- 乳幼児健康診査の実施
- 乳児家庭全戸訪問事業（おめでとう赤ちゃん訪問事業）の実施
- 不妊治療費助成事業の実施
- 子育て支援に関する情報発信の強化

など

(3) 教育・保育環境の充実に向けた取り組み

幼児期から学童期にかけては、身体も心も大きく成長する時期であり、自己肯定感や道徳性、社会性などを育むための重要な時期とされています。

この期間がこどもたちにとって充実したものになるよう、「鳴門市就学前教育・保育モデルカリキュラム」をもとに、教育・保育の質の向上や職員の資質向上を図るとともに、教育・保育施設と学校が連携し、幼児教育から小学校教育への円滑な接続ができるよう取り組みを推進します。

また、学童期から思春期にかけては、様々な不安や葛藤を抱えたり、学業や家族・友人との関係などに悩んだりする繊細な時期とされており、成育環境などを理由として自らの進路の選択が制約されることがないように支えていく必要があります。どのような成育環境にあっても教育機会が確保され、希望する進路を実現できるように、個別最適な学びの充実や基本的な学習習慣の確立を図り、学力の定着・向上に向けた取り組みを推進します。

【主な取り組み】

- 幼稚園教諭・保育士等の資質向上
- 就学前教育・保育施設と家庭・地域社会・小学校との連携
- いきいき保育環境なると補助金事業
- 学力向上対策事業の推進
- 外国語教育推進事業

など

【こども・若者等からの意見】

- ・鳴門市では、高校卒業までのこどもの医療費の上限が600円までであるなど、子育て支援が充実しているが、それでも鳴門市における出生率がさほど伸びていないのは、制度が育児を検討している若年層からの認知度が不足しているからではないかと思う。(20~24歳)
- ・もっと子育てがしやすい政策を作ってほしい。子どもが生まれるとたくさんお金がかかるので、今以上の支援が欲しい。(25~29歳)
- ・こどもたちの基礎学力を十分育てられるような環境にするために、保育士や教員の労働環境や内容を見直すべき。(25~29歳)
- ・結婚相手との出会いの場を作って欲しい。(25~29歳)
- ・保育料無料はとてもありがたいのでぜひ続けて頂きたいです。(25~29歳)
- ・鳴門市で行われるこども支援のサービス内容や、イベントなど公式インスタなどで情報発信をして欲しい。新しく制度ができたとしても、認知する方法がこちらから検索するしかないなので、もっとわかりやすく情報を伝えて欲しい。(25~29歳)
- ・サポート内容を知らない、調べないと気づかないと思う。(ワークショップ参加者)
- ・保護者ばかりの支援ではなく、支援員の事をもう少し考えて取り組んでいただけたら、こどもたち、保護者には手厚いと思います。(子育て支援に関わる事業所の方)

5 まちぐるみの子育て支援の充実

(1) 鳴門の力を生かしてまちぐるみで子育てを支える取り組み

こども・若者の健やかな成長のためには、子育て当事者が、健康で自己肯定感とゆとりを持って、こどもに向き合えるように地域全体で支援していくことが重要です。

「地域で子どもを育てる」という視点に立ち、鳴門教育大学や鳴門市子どものまちづくり推進協議会をはじめとする関係機関・団体と連携を強化し、鳴門の力を生かした子育て当事者への支援ができるよう取り組みを推進します。

【主な取り組み】

- 鳴門教育大学とのこども・子育て支援充実のための連携強化
- 国際交流事業の推進
- 子どものまちフェスティバルの開催
- 鳴門まちなか絵本図書館事業

など

(2) 仕事と子育ての両立を支えるための取り組み

ニーズ調査では、子育てに不安や負担を感じる理由として「仕事と子育ての両立が難しい」と考えている方が、就学前保護者と小学生保護者ともに最多回答となっています。

仕事と子育ての両立を支えるためには、家庭内における育児負担が女性に集中している現状を変え、夫婦が相互に協力しながら子育てすることを職場も含めた地域社会全体で支援することが重要です。

休暇制度など雇用環境の整備に向けた事業主への啓発、男性の育児参加の支援などを通して、女性に一方的に負担が偏る状況を解消し、すべての人が、ともにキャリアアップと子育てを両立できるよう、共働き・共育てに向けた取り組みを推進します。

【主な取り組み】

- 男女共同参画事業の推進
- 事業主への啓発
- 男性の育児参加の支援
- ママのための学び舎事業 “ママビヤ”

など

（３）こども・若者、保護者の安全・安心を守るための取り組み

近年頻発する地震や豪雨などの自然災害や、犯罪・交通事故からこども・若者を守るための取り組みは重要です。

「鳴門市学校・幼稚園防災推進計画」に基づいた防災教育、避難訓練の実施のほか、交通安全教育の推進を図ります。

あわせて、子育て関連の公共施設等における空調・照明改修等の生活環境改善整備を行うとともに、日常時と災害時のいずれにおいても安心して活動できる「フェーズフリー」の考え方を取り入れ、教育・保育施設や学校、公園等における防犯・交通安全・防災対策、食の安全安心等といった生活・学習環境の整備に向けた取り組みを推進します。

【主な取り組み】

- 危機管理体制の整備
- 地域ぐるみの防犯活動の推進
- 交通安全教育の推進
- 平常時・非常時ともに快適に利用できる学校施設の整備
- 子ども図書室の整備・改修
- 放課後児童クラブ実施施設の環境改善整備 など

【こども・若者等からの意見】

- ・ 交通ルールや法律を守っていない大人の人が多数いて、小さいこどもなどがまねしてしまうことがあるので、そういうことはやめてほしいなっています。（小学生）
- ・ 道路を整備してほしい。（中学生）
- ・ 災害が起こった際に老若男女問わず助けられるよう政策して欲しい。その為地域との関わりを増やして欲しい。（15～19歳）
- ・ 不審者情報をよく聞くから子どもたちへの被害が増えないように色々対策を徹底したほうがいいと考える。（15～19歳）
- ・ 学校だけでなく、地域全体で学べる環境をつくってほしいです。例えば、地元企業や大学と連携した職業体験やキャリア教育を充実させることで、こどもたちが将来の夢や自分の可能性を見つけやすくなると思います。（20～24歳）
- ・ 暑さにより公園の遊具等が熱くなりすぎて使用できない状況があったと思います。室内のアミューズメントパークみたいなもので身体を動かされるような施設作りをしていただければと思います。（25～29歳）
- ・ 子育てと仕事が両立できる環境。企業が子育てしている親を受け入れてくれない。（ワークショップ参加者）
- ・ こどもがのびのび遊ぶことのできる公園の整備。そこに見守り機能があれば、安心して遊ばせることができるのではないかと。（子育て支援に関わる事業所の方）

第5章 子ども・子育て支援事業計画

子ども・子育て支援事業計画では、子ども・子育て支援法に基づき、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業について、「量の見込み」と「提供体制の確保の内容、実施時期」を定めることとなっています。

また、同法において、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件及び教育・保育施設の整備状況等を総合的に勘案して、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（提供区域）を設定し、その区域ごとに、量の見込みと確保方策を記載することとされています。

本市では、国の基本指針や「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方」に基づき、令和5年度に実施した「子育てに関するアンケート調査（ニーズ調査）」の結果や推計児童数、各事業の利用実績等を踏まえ、量の見込みを算出するとともに、それに対応する確保方策を定めます。

なお、詳細については、鳴門市ホームページで公開している「第3期鳴門市子ども・子育て支援事業計画」をご覧ください。

1 教育・保育の提供区域の設定

本市の特定教育・保育施設（幼稚園、保育所、認定こども園）の区域設定及び地域型保育事業（小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業）の区域については、全市1区域とします。

1 区域とする理由（メリット）など

- ①効率的（利用者が多い地域優先）な事業展開より、効果的（地域をまたいで利用者を考える）な事業展開が可能となる。
- ②急なニーズ・環境変化に対して迅速な対応が可能となる。
- ③ニーズ量の少ない区域に対して、隣接地域や市全体の関係の中で、提供体制を柔軟に検討できる。
- ④施設整備（認定こども園への移行等）支援について、子どもや保護者のニーズに応じた柔軟な対応が可能となる（他地域からの流入人口も考慮できる）。

2 地域子ども・子育て支援事業の提供区域の設定

地域子ども・子育て支援事業の提供区域については、下記のとおりとします。

No.	事業の名称	区域設定
1	利用者支援事業	全市 区域
2	延長保育事業	全市 区域
3	実費徴収に係る補足給付を行う事業	区域設定なし
4	多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	
5	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	小学校区
6	子育て短期支援事業（ショートステイ）	全市 区域
7	乳児家庭全戸訪問事業	全市 区域
8	養育支援訪問事業	全市 区域
9	地域子育て支援拠点事業	全市 区域
10	一時預かり事業	全市 区域
11	病児・病後児保育事業	全市 区域
12	ファミリー・サポート・センター事業	全市 区域
13	妊婦健診事業	全市 区域
14	子育て世帯訪問支援事業	全市 区域
15	児童育成支援拠点事業	全市 区域
16	親子関係形成支援事業	全市 区域
17	妊婦等包括相談支援事業	全市 区域
18	産後ケア事業	全市 区域

3 幼児期の教育・保育の量の見込みと提供体制

(1) 教育の量の見込み及び確保の内容と実施時期

教育については、令和7年5月現在、公立幼稚園7か所、私立幼稚園1か所、認定こども園5か所で実施しており、令和6年度の実績は565人となっています。

4、5歳児の教育に対するニーズ調査の算出結果から、現在の供給体制で需要見込み量が確保されているため、引き続き、現在の供給体制を維持していきます。

3歳児の教育に対するニーズについても、満3歳からの子どもの受け入れを行っている私立幼稚園及び認定こども園の利用定員が量の見込みをすでに上回っているため、現在の供給体制を維持していきます。

(単位：人)

	令和7年度			令和8年度			令和9年度		
	1号	2号	合計	1号	2号	合計	1号	2号	合計
	3-5歳	3-5歳		3-5歳	3-5歳		3-5歳		
①需要の見込み (必要利用定員総数)	416	0	416	386	0	386	356	0	356
②供給体制 幼稚園・ 認定こども園	416	0	416	386	0	386	356	0	356
② - ① (需給の差)	0	0	0	0	0	0	0	0	0

	令和10年度			令和11年度		
	1号	2号	合計	1号	2号	合計
	3-5歳	3-5歳		3-5歳	3-5歳	
①需要の見込み (必要利用定員総数)	322	0	322	310	0	310
②供給体制 幼稚園・ 認定こども園	322	0	322	310	0	310
② - ① (需給の差)	0	0	0	0	0	0

(2) 保育の量の見込み及び確保の内容と実施時期

保育については、令和7年4月現在、公立保育所1か所、私立保育所10か所、認定こども園5か所で実施しており、令和6年度実績は892人となっています。

今後も就学前児童数の減少が続くと予想される一方で、保育については利用ニーズの低年齢化が進んでおり、令和5年度は3号認定において定員を超えて受け入れを行っています。保護者が産前産後休暇・育児休業明けの保育を希望する場合にも、円滑に保育施設等を利用できるよう、定員数を超える受け入れ（弾力運用）を行っている保育所・認定こども園と、実情に応じた認可定員及び利用定員の設定について協議を行うなど、安定した供給体制の確保に努めます。

(単位：人)

		令和7年度					令和8年度				
		2号	3号			合計	2号	3号			合計
		3-5歳	0歳	1歳	2歳		3-5歳	0歳	1歳	2歳	
①需要の見込み (必要利用定員総数)		373	100	189	187	849	346	96	183	179	804
②供給体制	保育所・ 認定こども園	363	104	210	198	875	363	104	210	198	875
	地域型 保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
② - ① (需給の差)		▲10	4	21	11	26	17	8	27	19	71

		令和9年度					令和10年度				
		2号	3号			合計	2号	3号			合計
		3-5歳	0歳	1歳	2歳		3-5歳	0歳	1歳	2歳	
①需要の見込み (必要利用定員総数)		320	93	177	173	763	288	90	171	166	715
②供給体制	保育所・ 認定こども園	363	104	210	198	875	363	104	210	198	875
	地域型 保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
② - ① (需給の差)		43	11	33	25	112	75	14	39	32	160

		令和11年度				
		2号	3号			合計
		3-5歳	0歳	1歳	2歳	
①需要の見込み (必要利用定員総数)		278	88	165	162	693
②供給体制	保育所・ 認定こども園	363	104	210	198	875
	地域型 保育事業	0	0	0	0	0
② - ① (需給の差)		85	16	45	36	182

(3) 乳児等通園支援事業の量の見込み及び確保の内容と実施時期

すべての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、すべての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するために令和7年度には地域子ども・子育て支援事業として、令和8年度からは新たな給付事業として実施されるものです。

0歳6か月から満3歳未満(3歳の誕生日の前々日まで)の保育所や認定こども園に通っていない子どもに対する月10時間を上限とした保育の提供と、面談により子どもや保護者の心身の状況や養育環境を把握し、助言その他の援助を行います。

事業実施開始年度である令和8年度は、公立施設1か所での実施となっており、需要見込みに対して供給体制が不足する見込みですが、新たな事業実施者の確保に努め、安定した供給体制を確保していきます。

また、乳児等通園支援事業終了を見据え、満3歳児の受け入れを行う市内幼稚園及び認定こども園の受け入れ状況等を把握し、乳児等通園支援事業の利用者に対して施設情報の提供、利用支援を行うなど、切れ目のない子育て支援体制を整えます。

(単位：人日/年)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①需要の見込み	0歳児	11	10	10	10	9
	1歳児	1	1	1	1	1
	2歳児	3	3	3	3	3
②供給体制	0歳児	0	3	10	10	9
	1歳児	0	1	1	1	1
	2歳児	0	1	3	3	3
② - ① (需給の差)		▲15	▲9	0	0	0

4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制

(1) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保の内容と実施時期

地域子ども・子育て支援事業については、現在の利用状況やニーズ調査結果を踏まえて算出した需要の見込みに対して、供給体制を確保していきます。

事業名		事業内容				
①利用者支援事業		子育て支援の情報提供や相談・助言、関係機関の連絡調整等を実施する事業				
(単位：か所)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
①需要の見込み	1	1	1	1	1	
②供給体制	1	1	1	1	1	
② - ① (需給の差)	0	0	0	0	0	

事業名		事業内容				
②延長保育事業		保育認定を受けた子どもに対し、保育時間を延長して保育を実施する事業				
(単位：人)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
①需要の見込み	249	235	221	206	199	
②供給体制	875	875	875	875	875	
② - ① (需給の差)	626	640	654	669	676	



事業名		事業内容				
③放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)		小学生に対し、放課後に適切な遊びや生活の場 を与え、健全な育成を図る事業				
(単位：人)		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①需要の見込み	1年生	209	181	164	155	156
	2年生	154	174	153	137	130
	3年生	133	112	126	111	99
	低学年	496	467	443	403	385
	4年生	57	56	52	52	44
	5年生	22	21	22	17	21
	6年生	7	8	5	6	4
	高学年	86	85	79	75	69
	合計	582	552	522	478	454
②供給体制	1年生	209	181	164	155	156
	2年生	154	174	153	137	130
	3年生	133	112	126	111	99
	低学年	496	467	443	403	385
	4年生	52	50	52	52	44
	5年生	18	18	22	17	21
	6年生	6	6	5	6	4
	高学年	76	74	79	75	69
	合計	572	541	522	478	454
② - ① (需給の差)		▲10	▲11	0	0	0

事業名		事業内容				
④子育て短期支援事業 (ショートステイ)		養育が一時的に困難な児童について、児童養護 施設等で必要な養育・保護を行う事業				
(単位：人日/年)		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①需要の見込み		167	157	149	138	134
②供給体制		167	157	149	138	134
② - ① (需給の差)		0	0	0	0	0

事業名		事業内容				
⑤乳児家庭全戸訪問事業		生後4か月までの乳児のいる全家庭を訪問し、子育て支援の情報提供や養育環境等の把握、悩み相談を行う事業				
(単位：人)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
①需要の見込み	195	196	197	198	200	
②供給体制	195	196	197	198	200	
② - ① (需給の差)	0	0	0	0	0	

事業名		事業内容				
⑥養育支援訪問事業		養育支援が必要な家庭を保健師や助産師等が訪問し、指導や助言等を行う事業				
(単位：人)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
①需要の見込み	64	62	62	63	64	
②供給体制	64	62	62	63	64	
② - ① (需給の差)	0	0	0	0	0	

事業名		事業内容				
⑦地域子育て支援拠点事業		乳幼児や保護者の交流の場を提供し、子育て相談、情報提供等の援助を行う事業				
(単位：組回／月)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
①需要の見込み	390	407	425	443	462	
②供給体制	390 (8か所)	407 (8か所)	425 (8か所)	443 (8か所)	462 (8か所)	
② - ① (需給の差)	0	0	0	0	0	

事業名		事業内容				
⑧一時預かり事業		家庭での保育が一時的に困難な乳幼児を、認定こども園、幼稚園、保育所等で一時的に預かり、必要な保育を行う事業				
(単位：人日／年)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
①需要の見込み	83,679	80,775	79,547	77,576	75,638	
幼稚園(1号)	80,935	78,092	76,920	74,998	73,104	
その他の一時預かり	2,744	2,683	2,627	2,578	2,534	
保育所等	2,419	2,336	2,255	2,178	2,103	
トワイライトステイ	213	237	264	294	327	
ファミリー・サポート・センター(未就学児)	112	110	108	106	104	
②供給体制	83,679	80,775	79,547	77,576	75,638	
幼稚園(1号)	80,935	78,092	76,920	74,998	73,104	
その他の一時預かり	2,744	2,683	2,627	2,578	2,534	
保育所等	2,419	2,336	2,255	2,178	2,103	
トワイライトステイ	213	237	264	294	327	
ファミリー・サポート・センター(未就学児)	112	110	108	106	104	
② - ①(需給の差)	0	0	0	0	0	

事業名		事業内容				
⑨病児・病後児保育事業		病児・病後児について、病院・保育所等の専用スペース等で、一時的に保育等をする事業				
(単位：人日／年)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
①需要の見込み	483	460	436	414	392	
②供給体制	900	900	900	900	900	
② - ①(需給の差)	417	440	464	486	508	

事業名		事業内容				
⑩ファミリー・サポート・センター事業 (就学児のみ)		児童の預かり等の援助を希望する保護者と、援助を行いたい者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業				
(単位：人日／年)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
①需要の見込み	58	61	65	69	74	
②供給体制	58	61	65	69	74	
② - ① (需給の差)	0	0	0	0	0	

事業名		事業内容				
⑪妊婦健診事業		妊婦への健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導等を実施する事業				
(単位：人)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
①需要の見込み	200	191	183	175	167	
②供給体制	200	191	183	175	167	
② - ① (需給の差)	0	0	0	0	0	

事業名		事業内容				
⑫子育て世帯訪問支援事業		家事・子育て等に不安や負担を抱える子育て家庭等を支援員が訪問し、悩み相談、家事・子育て等を支援する事業				
(単位：人日／年)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
①需要の見込み	23	65	62	58	56	
②供給体制	23	65	62	58	56	
② - ① (需給の差)	0	0	0	0	0	

事業名		事業内容				
⑬児童育成支援拠点事業		家庭や学校に居場所のない児童等に対して、居場所となる場を開設し、学習や食事の提供等を実施する事業				
(単位：人)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
①需要の見込み	34	32	31	30	28	
②供給体制	20	20	20	20	20	
② - ① (需給の差)	▲14	▲12	▲11	▲10	▲8	

事業名		事業内容				
⑭親子関係形成支援事業		児童との関わり方や子育てに悩みや不安のある保護者等へ相談・助言を行う事業				
(単位：人)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
①需要の見込み	2	2	2	2	2	
②供給体制	2	2	2	2	2	
② - ① (需給の差)	0	0	0	0	0	

事業名		事業内容				
⑮妊婦等包括相談支援事業		妊娠時から妊産婦等に寄り添い、面談や継続的な情報発信等の伴走型相談支援を行う事業				
(単位：回)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
①需要の見込み	600	573	549	525	501	
②供給体制	600	573	549	525	501	
② - ① (需給の差)	0	0	0	0	0	

事業名		事業内容				
⑯産後ケア事業		母子に対して心身のケアや育児等のサポート等を行う事業				
(単位：人日／年)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
①需要の見込み	96	90	84	78	73	
②供給体制	96	90	84	78	73	
② - ① (需給の差)	0	0	0	0	0	

第6章 計画の推進に向けて

I 推進体制の充実

(1) 市民や関係団体との連携

本計画の実現にあたっては、こども・若者、子育て家庭を地域社会全体で支援していく必要があります。「鳴門市うずっ子条例」で示されているとおり、行政、保護者、地域住民、施設関係者、事業者などがそれぞれの責務や役割を果たすとともに、互いに連携し、情報の共有化を図りながら、地域社会全体でこども・若者、子育て支援に関する様々な施策について、計画的かつ総合的に取り組みます。

また、こども・若者、子育て当事者等の意見を聴き、その意見が可能な限り施策に反映されるよう努めます。

(2) 市内の推進体制

本計画は、教育・保育をはじめ、保健、医療、福祉、商工労働、生活環境などの幅広い分野にわたります。

本計画を実行性のあるものとするため、関係各部署間の総合的な調整を行い、役割分担と連携の強化を図りながら、各施策、事業等の着実な推進を図ります。

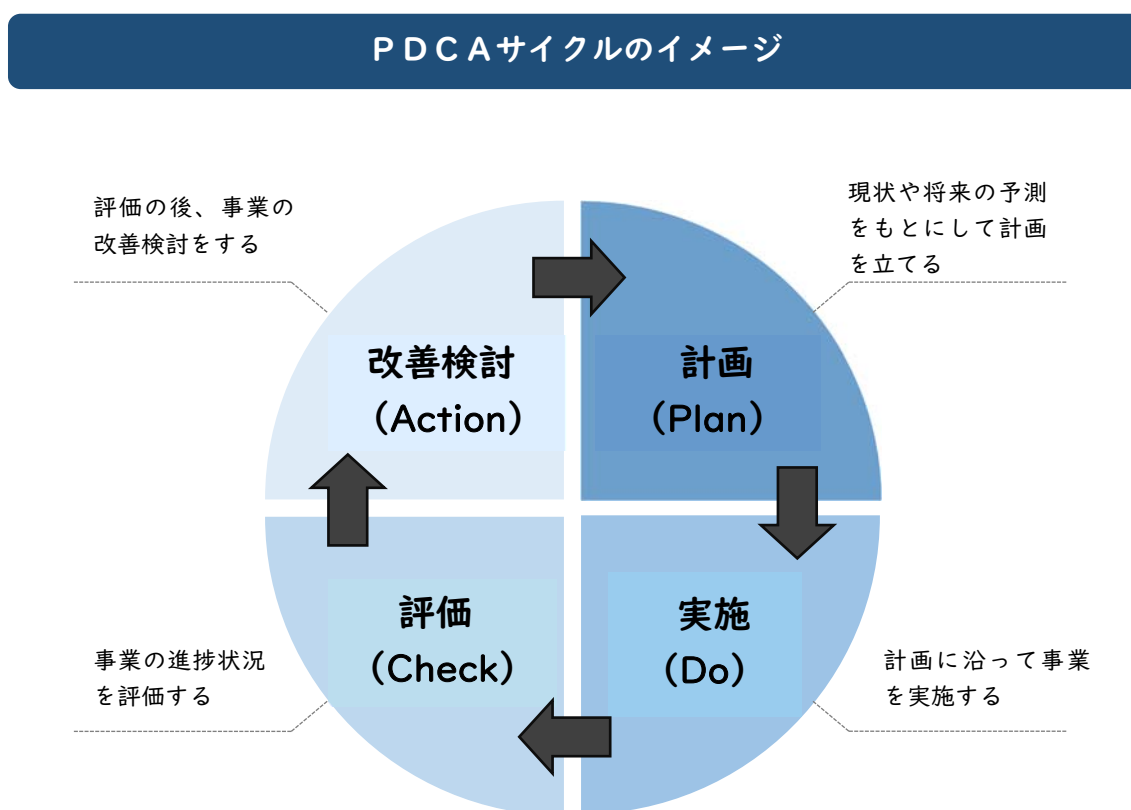
(3) 国や県との連携、広域的な調整

本計画の推進にあたっては、国や県と連携を図り、こどもや保護者のニーズに応じて、保育所や幼稚園等の施設、地域子ども・子育て支援事業等が円滑に供給できる体制を整えます。その中で、保育の広域利用、障がい児への対応など、状況に応じて市の区域を越えた広域的な供給体制が必要な場合については、本市の教育・保育の実情に応じて周辺市町村や県と連携・調整を図り、今後も本市で暮らすすべての家庭が安心して子育てができるよう努めていきます。

2 計画の点検と評価

本計画を推進するためには、こどもの育ちや子育て家庭に理解と関心をもち、市民をはじめ地域や関係機関など、まちぐるみでの連携が必要不可欠です。このため、計画の内容を広く市民に理解してもらうために、広報や市公式ウェブサイト、SNSなどの活用を通し、あらゆる機会をとらえて計画の周知を図ります。

また、「鳴門市児童福祉審議会」をはじめとする関係機関・団体と連携をとりながら、計画の実現に向けて進捗状況の把握、点検及び評価を行うとともに、PDCAサイクル（計画－実施－評価－改善検討）による効率的な行政運営をめざしていきます。



資料編

Ⅰ 計画の策定経過

年月日	内容
令和7年8月27日	第1回鳴門市児童福祉審議会 ・鳴門市児童福祉審議会へ諮問 ・鳴門市こども計画骨子案について ・鳴門市こども計画策定に係るアンケート調査について
令和7年9月16日 ～10月7日	鳴門市こども計画策定に係るアンケート調査実施 ・こども・若者の意識と生活に関する調査 ・子育て支援に関わる事業所調査
令和7年11月25日	第2回鳴門市児童福祉審議会 ・鳴門市こども計画（素案）について
令和7年12月25日	こども・若者ワークショップの開催
令和8年1月6日 ～2月5日	パブリックコメント実施
令和8年3月12日	第3回鳴門市児童福祉審議会 ・パブリックコメント実施結果について ・鳴門市こども計画（最終案）について ・鳴門市児童福祉審議会から答申



ワークショップの風景

2 鳴門市児童福祉審議会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳴門市附属機関設置条例（平成25年鳴門市条例第2号）第11条の規定に基づき、鳴門市児童福祉審議会（以下「審議会」という。）の運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、それぞれ委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議は、会長が議長となる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければこれを開くことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第4条 会長は、必要があると認めるときは、関係者に対し、会議に出席を求め、意見又は資料の提出を求めることができる。

(会議の公開等)

第5条 会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に、当該会議の傍聴を認めることにより行うものとする。

(ワーキンググループの設置及び会議)

第6条 審議会の検討事項をより実務的に審議するため、審議会のもとに鳴門市児童福祉ワーキンググループ（以下「ワーキンググループ」という。）を置く。

2 ワーキンググループは、座長と班員をもって組織する。

3 座長は、子育て支援課長をもって充てる。

4 班員は、庁内関係課の職員及び座長が指名するものとする。

5 ワーキンググループの会議は、座長が必要に応じて招集する。

(庶務)

第7条 審議会及びワーキンググループの庶務は、子育て支援課において行う。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

3 鳴門市児童福祉審議会委員名簿

(順不同：敬称略)

選出区分	所属名・役職名	氏名	備考
学識経験者	鳴門教育大学大学院教授（幼児教育）	湯地 宏樹	会長
	鳴門教育大学大学院准教授（幼児教育）	木村 直子	
	鳴門市医師会 理事 （田口小児科クリニック理事長）	田口 義行	副会長
関係団体 代表者	鳴門市民生委員児童委員協議会 代表	乾 肇	
	鳴門市民生委員児童委員協議会 児童委員活動推進部会 部会長	西川 寛	
	社会福祉法人 鳴門市社会福祉協議会長	松本 久和子	
	鳴門市自治振興連合会 会長	益岡 道義	
	特定非営利活動法人 子育て応援団レインボー 理事長	前田 晴美	
	鳴門市幼稚園長会長（撫養幼稚園長）	藤川 しのぶ	
	鳴門市児童クラブ連絡協議会長	海善 昌子	
	鳴門市保育協議会 会長	吉田 正憲	
	鳴門市幼小中PTA連合会長	堤 祐治	
	鳴門市幼小中PTA連合会 幼稚園部 会長	渡井口 和豪	
	鳴門市保育所保護者会連合会長	谷村 和紀	
関係行政 機関の職員	徳島県中央こども女性相談センター所長	櫻井 あゆみ	
市民公募		西上 知子	
		乾 修治 (吉田 朝美)	

() 内は任期満了に伴う公募により交代した前任者

4 鳴門市うずっ子条例（一部抜粋）

●第1章 総則

第1条（条例の目的）

この条例は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、鳴門市に關係する個人及び団体が地域社会全体で協力し、それぞれの役割と責任を果たすことにより子どもの権利を保障し、子どもの成長と子育てを支援することで、子どもに関する諸問題が解消され、子どもの最善の利益と心安らぐ安定した生活が守られ、子どもの意見が尊重される社会と環境の実現に寄与することを目的とします。

第2条（定義）

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。

- (1) 子ども 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいいます。
- (2) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護し、又は養育する者をいいます。
- (3) 地域住民等 子どもが育つ地域に居住し、通勤し、又は通学する者をいいます。
- (4) 育ち学ぶ施設 保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、中学校、高等学校その他子どもが育ち、学ぶことを目的として通所し、通学し、又は入所する施設をいいます。
- (5) 事業者等 市内において事業活動を行う個人及び法人その他の団体をいいます。
- (6) 大人 子ども以外の者をいいます。

第3条（基本理念）

子ども及び子育て家庭への支援は、次に掲げる事項を基本理念として、地域社会全体で推進するものとします。

- (1) すべての子どもが置かれている環境等にかかわらず、差別的な扱いを受けることがなく、安全・安心に生きていくことができるよう、子どもの基本的人権が尊重され、その権利が擁護されること。
- (2) すべての子どもが自らを大切に思う気持ちと他者を大切に思う心を育み、一人ひとりの個性を尊重しながら、自己肯定感とたくましく生きる力を身に付けることができるよう支援されること。
- (3) すべての子どもが発達段階に応じた学びや遊びを通じて、豊かな人間関係を育み、主体的に社会に参加することができるよう環境が整備されること。
- (4) 保護者が家庭や子育てに夢を持ち、子育ての喜びを実感できるよう支援されること。
- (5) 市、保護者、地域住民等、育ち学ぶ施設及び事業者等は、現在から将来にわたって子どもが幸せに生活できる社会の実現のため、それぞれの責務や役割を果たすとともに、互いに連携し、地域社会全体で施策に取り組むこと。

●第2章 地域社会の役割と責務

第4条（市の役割と責務）

- 1 市は、子どもを地域社会全体で健やかに育むため、国、他の地方公共団体その他の関係機関等と連携し、子どもが生まれる前から大人になるまで、子どもの最善の利益が守られるよう、年齢や発達段階に応じた支援施策を切れ目なく、総合的かつ一体的に実施するものとします。
- 2 市は、保護者、地域住民等、育ち学ぶ施設の関係者及び事業者等が互いに情報を共有し、協力しながらそれぞれの役割を果たすことができるよう、個人情報適正な取扱いを確保しつつ、必要な支援及び調整を行うものとします。

第5条（保護者の役割）

- 1 保護者は、子育てにおける第一義的責任があることを認識し、子どもの最善の利益を考えるとともに、子どもの人格を尊重し、子どもの成長や発達に応じた養育に努めるものとします。
- 2 保護者は、子どもが豊かな人間性や基本的な生活習慣を身に付けて成長することができるよう、必要な協力を周囲から得るとともに、より良い家庭環境づくりに努めるものとします。

第6条（地域住民等の役割）

- 1 地域住民等は、日常生活において子どもを見守り、安全・安心に子どもが生活し、保護者や家庭が子育てをすることができる地域の環境づくりに努めるものとします。
- 2 地域住民等は、子どもの成長に関して、子どもと保護者に向けた情報及び知識の共有並びに交流及び相談等の支援に努めるものとします。
- 3 地域住民等は、保護者及び育ち学ぶ施設を支えるとともに、市及び地域団体（地域住民等で成り立っている団体等をいいます。）が行う子ども・子育て支援の取組に協力するよう努めるものとします。

第7条（育ち学ぶ施設の役割）

- 1 育ち学ぶ施設の関係者は、子どもの最善の利益が守られ、子どもの年齢及び心身の発達に応じて、子どもが主体的に育ち、学ぶことができ、それにより能力や可能性を最大限に伸ばすことができるよう、必要な支援を行うこととします。
- 2 育ち学ぶ施設の関係者は、子どもが自分と他人が持つ権利を理解し、尊重し、守ることを身に付けられるよう、支援に努めるものとします。

第8条（事業者等の役割）

- 1 事業者等は、子育てにおける保護者の役割を理解し、保護者が仕事と子育てを両立できる職場環境の整備に努めるものとします。
- 2 事業者等は、地域社会の一員として、地域で行われる子どもの健やかな成長のための取組に協力するとともに、将来の地域を担う人材の育成に努めるものとします。

5 用語の説明

英数

1号認定の児童（子ども・子育て支援法第19条第1項第1号の規定によるもの）

満3歳以上の、就学前の子ども（下記の2号認定の児童を除く）。

〔主な利用先〕 幼稚園、認定こども園（幼稚園機能部分）

2号認定の児童（子ども・子育て支援法第19条第1項第2号の規定によるもの）

満3歳以上で、保護者の就労や疾病等の事由により保育を必要とする、就学前の子ども。

〔主な利用先〕 保育所、認定こども園（保育所機能部分）

3号認定の児童（子ども・子育て支援法第19条第1項第3号の規定によるもの）

満3歳未満で、保護者の就労や疾病等の事由により保育を必要とする、就学前の子ども。

〔主な利用先〕 保育所、認定こども園（保育所機能部分）

あ行

医療的ケア児

日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療ケア（人口呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為）を受けることが不可欠である児童。

ウェルビーイング

身体的・精神的・社会的に良い状態にあり、包括的な幸福の状態を表す概念。また、短期的な幸福だけでなく、生きがいや人生の意義など将来にわたる持続的な幸福を含むものとされている。

オレンジリボン運動

「子ども虐待のない社会の実現」をめざす市民運動のこと。子ども虐待防止のシンボルマークであるオレンジリボンを広めながら、多くの方に子ども虐待の現状を伝え、関心を持っていただき、市民のネットワークにより、虐待のない社会を築くことをめざしている。

さ行

児童の権利に関する条約（こどもの権利条約）

すべての児童の基本的人権の尊重を促進することを目的とする国際条約のこと。「生きる権利」、「育つ権利」、「守られる権利」、「参加する権利」など幅広く児童の持つ権利を定め、権利の尊重のために必要となる事柄を詳細に定めている。日本では平成6年4月に批准している。

た行

地域型保育事業

市町村の認可事業として児童福祉法に位置づけられた事業のことで、主に保育を必要とする満3歳未満の子どもを対象としたもの。次の4つの事業類型がある。

◆小規模保育事業

定員6～19人という比較的小規模で家庭的保育事業に近い雰囲気の下、保育を実施する。3つの類型がある。

◆家庭的保育事業

家庭的な雰囲気の下で少人数(定員5人以下)に保育を実施する。保育者の居宅その他の場所で保育を行う。

◆居宅訪問型保育事業

保育を必要とする子の居宅において、1対1を基本とする保育を実施する。

◆事業所内保育事業

事業主が主として従業員への仕事と子育ての両立支援策として実施するもの。地域の子どもへの保育の提供が求められる。2つの類型がある。

な行

鳴門市うずっ子条例

子どもたちのことを第一に考える鳴門市の実現のために制定し、令和5年4月1日に施行した条例。生まれてから18歳くらいまでの人を「子ども」として位置づけ、国際連合の「児童の権利に関する条約(こどもの権利条約)」にのっとり、すべての子どもが持っている「生きる権利」、「育つ権利」、「守られる権利」、「参加する権利」を尊重し、子どもを守ることや、子どもの成長と子育てを支援すること、そのために鳴門市に関係する人たちがやるべきことを定めている。

鳴門市子どものまちづくり推進協議会

「地域で子どもを育てる」という視点に立ち、子どもが主役のまちづくりを推進する、子ども関係のグループ・団体や関係機関で構成されるネットワークグループのこと。「子どものまちフェスティバル」や指導者養成講座の開催などの活動を行っている。

鳴門市基幹相談支援センター

障がいのある方やひきこもりの方、その家族等の総合相談窓口となる機関。

鳴門市こども家庭センター

妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援の提供を目的に、妊産婦等からの相談に応じ、母子保健サービスと子育て支援サービスを一体的に提供できるよう、必要な情報提供や関係機関との調整、支援プランの策定を行う機関。

妊娠・出産・子育ての相談拠点である「ネウボラ」と、育児相談の窓口である「家庭児童相談室」の2つの機能を持ち、子育てに関する包括的な相談窓口を担っている。

は行

パブリックコメント

市が政策等を決定しようとする過程において、その政策の趣旨や内容を「素案」として広く公表し、市民等からいただいた意見や提案などを考慮した上で政策を決定するという一連の手続きのこと。「市民意見公募手続」「市民意見提出手続」などと訳される。

フェーズフリー

身のまわりにあるモノやサービスを日常時はもちろん、災害時にも役立つようにデザインする考え方のこと。一例として、本市の津波避難場所に指定されている道の駅「くるくるなると」では、多種多様な商品を販売しているが、これらは災害時の備蓄食料としての意味合いも有している。また、2階の屋上芝生広場は、日常は多くの親子連れなどが憩う交流の場であるが、ゆるやかなスロープとすることで、津波発生時に高齢者や車椅子の人が高いところまで避難しやすくなるように設計されている。

ま行

マリッサとくしま

結婚を望むすべての人の希望を叶えるために、徳島県が設置している結婚支援拠点のこと。正式名称は「とくしまマリッジサポートセンター」

量の見込みと提供体制における表の単位表記について（第5章に記載）

◆ 人

実人数（実際にそこにおいて、動いていた人の数）のこと。同一人物について、重複カウントをしない。

◆ 人日/年（組回/月）

延べ人数（ある1つの物事を成し遂げる際に動員した、人や組の数）のこと。「/年」では年間の、「/月」では月間における数を表す。同一人物について、重複カウントをする場合がある。

【例】ある事業に「Aさん、Bさん、Cさん」がそれぞれ5日ずつ参加した場合。

⇒参加人数は、「実人数では3人」「延べ人数では15人」となる。

⇒この場合、本計画へは「3人」「15人日」と表記される

鳴門市こども計画
令和8年3月 発行

発行／鳴門市

<https://www.city.naruto.tokushima.lg.jp/>

編集／鳴門市 こども未来創造部 子育て支援課

〒772-8501 鳴門市撫養町南浜字東浜 170

TEL : 088-684-1251

こどもたちの未来のために



鳴門市